三國名勝圖會

大

291.97
G56s
W

三國名勝圖會卷之五十二目錄

日向國諸縣郡

總說
古書抄
吉田
山水
山林合記　千臺川上流眞幸川　船場橋
吉田溫泉　湯壯權現　新湯
神社
天滿宮
佛寺
觀音寺　昌明寺
舊跡

国立国会図書館蔵書
国立国会
27.3.4
図書館
261487

松尾城　弓場
物産
五穀類　飲食類
藥品類　樹木類
走獸類　鱗介類
叢談
眞幸正心
馬關田
山水
千臺川上流　澤原野池
神社
天滿宮　高牟禮權現社　本地堂
神社合記　幣田神社　羽黑權現廟
蔬菜類
飛禽類

佛寺
威德院　大圓寺
舊蹟
城山　城蹟合記　新見吉城
物産
蔬菜類　飛禽類
加久藤
山水
國見嶺　飯盛峯
出水川　排天祠性空堂
居處
球磨口關
神社
阿彌陀堂
走獸類
千臺川上流　永川江

二之宮神社　三社神祠　慈眼公御年比較杉
飛諏方神社　神社合記　熊野社　諏方社　宮稻荷山神祠若宮
佛寺
二之宮寺　不動寺
三德院　彦山寺
舊跡
加久藤城　錦掛口　淨慶宅地
新城　一本杉　本傳庵址　觀音堂　供養石塔
物產
五穀類　蔬菜類
飲食類　樹木類
走獸類　鱗介類
德泉寺
地藏堂
德滿城
藥品類
飛禽類

三國名勝圖會卷之五十二

日向國國の事は、薩隅日總說の卷に詳なり、

諸縣郡和名鈔、諸縣郡、牟良加多、今諸縣、毛呂加多、今諸縣の唱へを是とす、書紀に據れば、今

總說

古書鈔　日向風土記曰、此郡襲時無二鄉村里之名一、唯縣耳在焉、因曰二諸縣一、鄉十二、莊三、

景行紀曰、十八年、諸縣君泉媛、依レ獻二大御食一、而其族會云々、

應神紀曰、十一年、有レ人奏之曰、日向國有二孃子一、名二髮長媛一、即諸縣君牛諸井之女也、云々、十三年春三月、

天皇遣二專使一以徵二髮長媛一、秋九月、中髮長媛至レ自二日向一、便安二置於桑津邑一、一日、日向諸縣君牛仕レ于二朝廷一、年既老耆之不レ能レ仕、仍致レ仕、退二本土一、則貢二上已女髮長媛一、

吉田　本府より丑寅の間、十五里餘にあり、地頭館上下五郡と、日州諸縣郡馬關田、隅州桑原郡吉松、隅州菱刈郡馬越、薩州伊佐郡大口、肥後州球磨郡是なり、本藩の內、

四州五郡に分界するは、當邑のみなりといふ、建久八年、日向國圖田帳に、吉田庄云々見ゆ、

山水

山林合記　當邑西北の地は、疊峯層巒廻合して、東西の諸郷、及び肥後球麻郡に相連り、林木鬱然たり、原野も亦山林の間處々にあり、群山の中にて、特に秀出せるを、屋嶽といふ、其峰形屋脊に似たるを以て、名を得たり、又高尾岳、瀑下岳あり、是に亞たり、當邑の東南は、地形平坦にして、水田廣く、眞幸（眞幸の事は、飯野に詳なり、）諸郷に連接す、其山林の廣きこと、邑地の三が二に居る、眞幸の内、山林の廣きは、當邑第一なりといふ、故に土人多く獵を以て業とす、

千臺川上流　上流は、馬關田郷島内村より來つて、當邑に入り、諸村を過ぎ、吉松郷に出づ、此川當邑にては眞幸川とも呼ぶ、即ち千臺川の上流なり、當邑の内にて、白川、母鶴川等といへる諸溪水注ぎ入る、此川に圯（ツチ）橋一ヶ所あり、鶴田村、大口通道にあり、船塲橋といふ、

○船塲橋　前文に見ゆ、三月より九月までは、雨水多くして、舟渡しなり、其餘月は橋を架す、故に此名あり、

吉田溫泉（地頭館より十七町、）　昌明寺村、山王山東南の麓にあり、溫泉石巖の底より、湧出して、泉勢特に壯なり、石巖を穿て、浴池二を設く、圍むに松板を用ひ、覆ふに茅舍を以てす、溫泉の東南は、石巖稍卑し、故に竹竿にて泉を引き、湯瀑（方言に擊せといふ、）を設く、身躰に灌き擊すべし、溫泉の後は、岡阜にて、前は水田に臨む、又溫泉の後に澗水あり、湯川といふ、北より東に轉し、又西に流る、溫泉の下流是に注ぎ入る、官より湯守一員を置く、其宅溫泉の南十餘町にあり、凡そ溫泉、冬は熱くして、夏は冷かなる者多しといへども、此湯性四時共に、溫和にして變ぜず、且增

減なし、湯の色清白にして、其味醎く、微し澁みを帶び、礬氣を兼たり、此湯功能多し、創瘡、脚氣、五積、疥癩、諸疝、火傷、血症、虛羸等の百病を治して妙效あり、創瘡の如き、刀刃の類にて、重傷を得、運動すること能はざる者、七日許入浴すれば、其瘡口白くなりて、肉を生し、二七日、或は三七日に至て、必ず癒ゆ、創瘡の淺き者は、兩三日にして即ち治す、故に近鄕はいふに及ばず、他封の肥後日向よりも、來て浴治する者甚衆く、其神效に歎服せざるはなし、土人の傳へに、松齡公眞幸院に鎭たりし時、伊東氏菱刈氏等と、屢戰鬪ありて、兵士の刃瘡（やいきず）を蒙る者、ふに、輒ち神效ありしかば、公特に感稱し、常に浴湯して賞

（永祿九年、大中公命ありひ、伊東氏が三山城を攻しむ、貫明公をして、松齡公重創を受られ、其後松齡公と共に、松齡公菱刈方々の戰に、又創を受られし事あり、此等の役なるべし、）

愛し玉ふ、天正五年丁丑の歲、命あり、溫泉を修補し、湯權現一宇を、溫泉の側に建立し給ひ、當邑の士一人を湯守とし、農民一人を役夫として、日々更番せしめられしに、每日の更番頗る煩勞なりしかば、其後士人一戶を爰に移して湯守とし、年限を定めて交代せしめ、宅地五畦を賜ひ（其宅地今にあり、）飯野、加久藤、馬關田、吉田、吉松、五ケ鄕は、其土人每歲一戶より、夏は麥一升、秋は穀一升づゝを權現社の勸進米と號して、湯守へ納めしむ、是を以て權現社及び客亭を修補し、其餘は湯守へ給與せられ、飯野以下五ケ鄕の土民は、別に湯錢を出さずして、浴湯を許されける、是より永式となりて、今に至るといふ、當初公御親筆にて、其令を記され、賜はりけるを、湯守寶藏し、是を屋棟に結びおきしが、寬文年中、火災に罹りて燒亡す、此湯の功效、踊邑鹽浸溫泉に相類すとぞ、

〇湯權現社　溫泉の東二間餘にあり、祭神詳ならず（神鏡の上下左右に、長命富貴の四字を鑄出す、又壇上の龕內に、藥師の木像を安置す、本地なるべし、又壇上に、延命地藏の木座像を安置す、當社創建のとき、當邑觀音寺の住持開眼せしこと、棟札に見ゆ、）天正五年、松齡公創建し給ひしを、前文に詳なり、祭祀六月廿四日、十一月廿八日、祭式は、社戶一人來て是を行ふ、（赤豆飯、爽白酒を供す、）其祭日には、當邑の諸吏必ず參詣することなり、湯守宅にて、酒食の饗をなす、是公の時よりの故事なりとぞ、　公朝鮮より御歸朝の後、帖佐加治木へ御在城の時も、屢溫泉へ御光臨あり、その時用ひ給ひし者なりとて、磁器四つを社內に藏む、其磁器は、茶碗二、（其一は今の薄茶茶碗の形にて、內外螺の畫、其一は、南京製、燒に遊の畫、外底に宜明と銘あり、共に破斷せり、）弦付の盆一、（古帖佐製にて、質朴なり、破損す、）圓盆一（高麗製なり、亦破損す、）是なり、

〇新湯　溫泉の南十間餘、湯守が宅中にあり、天保三年壬辰三月廿日、未時、地震し、溫泉忽然として湯守が室內、上座の下より湧出して、筵席を衝起し、湯勢特に壯なり、是歲八月、其溫泉所出の所に就て、浴池を設け、新湯と呼ぶ、是より溫泉二ヶ所となる、此湯舊泉に比すれば、其色黃にして、灰汁の氣多く、且湯勢稍烈しといふ、

神社

天滿宮（地頭館より寅の方、十町餘、）　鶴田村、建山の麓、槻年禮にあり、祭神天滿大自在天神（神体、金立像、）當神の由緒、社家境田新左衛門が所藏の系圖、及び天滿社根元記に、頗る詳なり、其略曰、新左衛門祖先河野伊豫守通廣は、伊豫國の人なり、弘安四年、蒙古の役に武功あり、通廣四世の孫、河野四郎通安（一に太郎左衛門、附通盛に作る、）明德三年、始て薩州伊佐郡祁荅院に來て、境田に居住す（通安來る時、年四十、）（其子通正、十二歲と記す、）先是通安常に天滿神に歸命す、屢戰塲に於て靈應を受く、故に益敬信す、祁荅院に於て小社を建て、天滿神を

天滿宮

261487

安置す、其子伊豫守通正（通正一に信俊に作れり、）が代に、日州諸縣郡眞幸院吉田に來て、北原氏が家臣となる、是より河野を改て、境田氏といふ、通正建山の上に天滿神社を建て、吉田の鎭守とす、通正の孫境田藤右衛門長友、當社を再興す（長友神夢を蒙り、滿秀と改む、）長友が孫境田對馬守滿元、享祿四年辛卯、天滿社を槻ヶ牟禮に遷す、其子孫世々社職たり、滿元曾孫新左衛門尉滿重の時松齡公天滿社へ御參詣ありて、滿重が宅に光臨あり、鎗一本及び酒盃を賜ふ云々、見にたり　貫明公　松齡公等、當社を崇仰し給ひ、天正十年五月廿五日、　貫明公和歌を詠して寶殿に納らる、慶長十九年七月、　松齡公神領二十石を寄進し給ひしに（其目錄、並に副文あり、）其後官に收入す、又　松齡公、及び　寬陽公、連歌を奉納せらる、元祿十三年庚辰二月三日、火災ありて、社殿燒亡せしに、神体異にして燒ざりしといふ、座主觀音寺住持賴尊が、當社火災記に曰、元祿十三年庚辰二月初三申時、吉田宗廟天滿宮、俄に火起りて、風勁く、祠殿忽ち煨燼す、火災の時、一神異あり、炎火の中、長け人の如き者出現す、衆人皆合掌敬禮す、少くして空中に人語ありて曰、御神体飛去る、此川上柳原に在りと、衆人皆聞く、座主賴尊愕然して、疾く走て柳原に至るに、果して御神体を得しに、少しも損ぜず、即ち是を袈裟に奉して、社地に歸る、衆人驚嘆敬服せざる者なし云々、（其川は、宮川と唱ふ、當社の前、華表の外を流る、柳原は社地を距ること北の方二町許、）十六年三月、社殿を新建せらる、當社の舊址、建山の上は、頗る平坦なりと云とも、白田を開ことを禁ず、若禁を侵す者あれば、其人必ず殃禍を受くといへり、山上今竹藪叢茂せり、祭祀年中三度、二月卯日（打植祭といふ、）六月廿九日（夏越祭といふ、）十月廿日、是なり、十月廿日には、華表の外に神輿を守り下て、神樂を奏せる祭式あり、是を

濱下といふ、濱下の所にて、別に供物を碗に盛り、社司飯野白鳥山に向て、是を白鳥權現に献ずとかや、社司を押領司氏、別當を觀音寺といふ、當郷の總鎭守なり、當社は古來種々の靈驗著しきとて、土人敬仰し、參詣の徒絶にず、

○貫明公御詠歌　題書には陪（以下三字許、腐敗して審ならず、）寶前詠十首

和歌　修理太夫義久とあり、終に天正十年五月廿五日と記さる　公の御親書なり、重函に藏む、

立春

初春のけふは千里のほかまでも
みななびくべきあさがすみかな

花

やどの春をよそになしつゝみよしのゝ
花にいくかの日をおくりけむ

郭公

半天の月はいるともさとなれて
かへさわすれよ山郭公

萩

來る秋をしらまほしさにとひよれば
萩のした葉ゞそよとこたふる

月

かげすめる月には夜はのなげきをも
おほにずながめあかしつるかな

雪

草も木もふりしく雪の明ぼのは
けふりやさとのしるべなるらむ

待戀

高砂の尾上ならねどこぬ人を
まつ心こそひさしかりけれ

逢戀

つれなきをおもひ〳〵てすぎこしも
あふこよひこそうらみわするれ

山松

足引のやまとなるより色かへぬ
松のかしこきたねやまくらむ

神祇

まもるてふ八十氏人の末の世も
わきて祈るは神ずしるらん

○松齡公御連歌　重函の内に藏む、御連歌凡そ百餘句ありて、連歌の數許多あり、公の御親詠、凡そ十三句あり、今其發端以下の若干句を采拔す、所々文字或は腐敗せるあり、

夢想之連歌

岩の木陰に雪ずふりける（夢想の連歌とあれば、此一句、御夢想なるべし、下に人名を記さず）

生そふる松に小松の冬の宿　篤增
月のよな〳〵鳥の聲する　忠平
霧はるゝ風の上より夜は明て　周栗
眞砂地遠みひたすはつしほ　忠紹
村々の蘆邊や船の出ぬらん　宗繁
田面の末ず暮わたりける　盛順
山かげの雲より雨と成けらし　吉房
往來はるかに見ゆる里人　篤增
乘駒の袖はあまたに打つれて　忠平

けふの祭りぞ時めきにける

以下略す

佛寺

南方山福智院觀音寺（地頭館より亥子方、六町、）　昌明寺村にあり、本府大乘院の末にして、眞言宗なり、本尊十一面觀音、開山光恩法印、寛永九年創建して、天滿宮の別當とし、且當邑の祈願所とす、當寺建立以前は、飯野愛染院より、天滿宮別當を兼帶せりとぞ、

寶涌山昌明寺（地頭館より亥子方、八町、）　昌明寺村にあり、飯野長善寺の末にして、曹洞宗なり、本尊阿彌陀如來、開山義芳光訓和尚、（長善寺三世、）開基由緒傳はらず、當邑の菩提所なり、

舊跡

松尾城（地頭館より戌亥方、五町、）　上下田村、内竪にあり、此城四面絶崖にて、其城北に丸之尾城あり、又其西北杉尾城あり、共に接連す、山上雜木森然たり、中世北原氏の所領にて、其徒當城を守る、

松齡公眞幸を鑌し給ひし時、鎌田尾張守、同刑部左衛門父子相繼て地頭となりて、當城に居る、

弓場（地頭館より亥子方、六町、）　上下田村、内竪にあり、松齡公菱刈の方へ軍を發せられし時、此地にて軍兵を聚め給ひし所なりといふ、其跡射場とせしに、今に至て然り、

物産

五穀類　粳米　當邑は、米穀最上品に係る、

飲食類　茶　上品の者產す、其樹大にして、梯を架し茶を摘む、

△葛

蔬菜類　香蕈　△丁蕈　△蕨　△薇　蕨、薇は、大さ小指の如き者產す、△芋　多く產す、土人常に飯に和して糧とす、

藥品類　樟腦

樹木類　櫧並實　△甜櫧並實　櫧子、甜櫧子を拾ひ、飯に和して食し、且燒酒を製す、　△檜　△栂　△樟　△蚊母子

飛禽類　鶉　△雉　△雕　△鸂鶒　△山鷄

走獸類　熊　△狼　△鹿　△野猪　△猿

鱗介類　鯉　△鮒　△鯰　△鱆　△鼈　△龜　以上の諸魚、眞幸川、及ひ諸澗川に産す、

叢談

眞幸正心　正心は、當鄕の人なり、因て眞幸を以て家號とせしといふ、正心水戸侯に仕ふ、三國筆海等の書を著す、睫塵集に正心の事見にたり、

馬關田（マクハンタ）本府を距ること北の方、十六里半餘、建久八年、日向國圖田帳に馬關田庄五十丁、在諸縣郡內と載す、古名なる知るべし、地頭館東村にあり、

山水

千臺川上流　當鄕にては、大川ともいふ、上流は加久藤より來り、當鄕を通り、吉田に入る、

澤原野池（サハハラノ）地頭館より午方、一里十八町、　岡本村澤原野にあり、加久藤邑飯盛岳の山脚にして、池二ッあり、其間二十步許、一は廻り九町餘、一は廻り七町餘、冬水なし、夏水多し、霪雨には水盈溢し、連りて一池となる、霧島基址四十八池の一なり、

神社

天滿大聖威德天神宮地頭館を距ること子方、四町許　東村にあり、所祀北野、宰府、威德の三天神と云、共に菅丞相道眞の靈なり、宰府は、筑前に、北野は、山城に在り、威德は、本朝神社考に曰、昌泰四年、因左僕射藤時平之讒、左遷大宰府都督而薨、未死之先、自裁疏訴天帝、故其靈奮激、爲威德天神也云々　祭祀每歲十度、其中十月十日を正祭とす、闔邑の總鎭守なり、昔時道正（トウシヤウ）某なるもの京師より勸請せしとぞ、飯野邑の市坊、道正三左衛門は、其子孫といひ、家に笈を藏む、

天満威徳天神宮
若宮
末社
観音
社司

成徳院
鐘楼

是を護り下れる時、神體を安せしものなりとて、祭祀の日、今に其笈を携へ來りて、祀事に與る、　松齡公飯野城に在し時、崇敬し給ひ、正祭には鏑流馬を張行せられたり、よつて射手の馬場と唱ふる地あり、（當社より南の方、五町程、）昔しは其所に濱下りの式もありしとかや、傳云、當社火災に罹り、古來の由緒記等燒失し、萬治の年再興す、社司黑木主税、座主威德院、

○奉納品　太刀　二振

○若宮　當社の右にあり、祭神二座（神体、一は木像、一は石像、）

○觀音堂　當社の左にあり、十一面觀音を安す、即ち當社の本地とす、

高牟禮六社權現社（地頭館より未方、三十町餘、）　高牟禮村にあり、奉祀天津兒屋根命、天照太神、齋主命、武甕槌命の四座、祀記を按ずるに天智天皇御宇七年、大中臣氏大職冠鎌足の命を蒙り、勸請し、三之宮四社大明神と號す云云、眞幸院一之宮は、齋主命の垂跡、下總國香取大明神を、飯野に崇む、二之宮は、武甕槌命の垂跡、常陸國鹿島大明神を、加久藤に崇む、三之宮天津兒屋根命の垂跡、大和國春日大明神を、馬關田に崇むと見ゆ、（加久藤に二宮ありといへども、彼社其傳を失し歟、仲哀帝一座とす、飯野一宮は、所祀本文の說と合へり）又本地聖觀音銘に、寶德三年七月初八日、大願主選岩叟と記す、因て平山武毅考に、後世佛像を加へて、今の社號に改めしやと言へり、猶これを査照するに、寶德三年より、凡百二十年已前、建武元年五月廿七日、當社大宮司職日下部行房、職を嫡子行守に讓るの書に、たかむれの六所權現とす、然れば今號も、亦其尙しき思ふべし、且其書及ひ別に一通、當社往古大宮司ありしを見るものゆり、故に全文下に附載す、高牟禮は、地名なり、又應永五年七月、當地頭沙彌玄昌（玄昌は、北原範兼が法號、）田地寄附の文に曰、寄

附タレカト水田貳段、右水田者、限永代號三宮之御神領、上皆不可懸公私之役者也、寄進狀如件、是三之宮の稱を用ひたるなり、正祭九月廿日、社司黑木某云、當社は眞幸院（眞幸院の事は、飯野の卷、邑名の下に細註す、）五社の一にて、外四社は、當邑鎭守天滿宮、飯野の白鳥、及ひ一之宮、加久藤二宮なりと、

○本地聖觀音堂　前文に見ゆ、當社より西北壹町許にあり、

○古文書二通

しまつの御しやう、日向國まさきのゐん、たかむれの六所權現たくししきの事、

ちやくしむまの三郎行守所、

右大宮司職にをいては、行房をん所さうてんの所職也、しかるの間、寬元三年、地頭御代官江左近允末吉の狀あひそへて讓渡の上て、たのさまだげあるべからず、但先祖の讓狀、代々御下文等、御社ゑんじやうの時、紛失せしむるの間、末吉方申て、關東言上あて、末吉の御狀を給はる上は、子細あるべからず仍御まつりといゝ、御祈禱の丁寧といゝ、きんしせしむべきゆつり之狀如件、

建武元年五月廿七日　日下部行房花押

是前文所引、廟號六所權現とするものなり、眞幸院は、往古隼人氏と祖を同ふせし、日下部氏の族胤等、代々郡司たりしと見にたり、行房も其族ならん、

宛行

島津庄日向國眞幸院鷹牟禮大宮司職事

右於彼職者右馬三郎行守相傳重代無相違之處、爲凶徒坂九郎左衛門尉正重被押妨之由、依令申如元行守所被宛補也、早任先例、於祭例者可令勤仕之旨、依仰下知如件、

貞和二年二月七日

此書は、高を鷹に作る、行守が昆裔詳ならず、皆當邑士高牟禮勝右衛門筒藏す、勝右衛門が家も、世々當社の神官なりしとて、今に神事を掌る、

大江花押

源　花押

神社合記　幣田大明神社　柳水流村にあり、正祭九月十九日、

△羽黒權現廟　島中村にあり、祭神一座、出羽國より遷座ありしと云、按に出羽國羽黒山權現、祭神倉稻魂神一座と見ゆたり、其時世を傳へず、毎歲十一月、辰の日を以て例祭とす、

佛寺

花京山宮樂寺威德院　地頭館より亥子方、四町許り　東村天滿宮の座主にして、宮の右傍にあり、本府眞言宗大乘院の末なり、本尊十一面觀音、當寺往昔火患ありて、來歷傳ふることなし、中興開山光

蓮法印、

王城山多福院大圓寺　地頭館より亥方、凡四町餘り　東村城山の西北側にあり、飯野の曹洞宗長善寺の末寺なり、本尊釋迦如來、開山大鏡光鑑和尚、長善寺五世、應永二年乙酉九月十七日、遷化、開基年月傳はらず、馬關田右衛門督が石塔、及び靈牌あり、瑚庵玄珊大禪定門、天文十一年八月廿日と記す、亦玉峯金公大姉と銘せる牌を立、即ち右衛門督が母なりとぞ、且文殊菩薩の木像を安置す、即ち玉峯の安ずる所と、古書に載す、是等を見れば、當寺は右衛門督の菩提所なりし歟、

阿彌陀堂　地頭館より卯方、六町餘り　東村にあり、此阿彌陀は、島津左兵衛尉久林の久世の子の像といひ傳ふ、按に久林初しめ犬太郎と稱ず、應永廿七年、川邊平山城を去て、山門院、及び肥後國高木郡等に寓居し、後ち北原氏に賴て、加久藤德滿城に居る、永享二年

大圓寺（タイエンジ）

大岳公兵を發して是を討つ、久林遁れ走り終に自刃す、一説に自には城中に殺すと、廼ち久林の像を刻て阿彌陀佛とし、馬關田に立つ、是なり、

舊蹟

城山（地頭館より亥方、一町餘、館の後に當る）　東村にあり、高租（ガウ）の森と云、一書にはこれを東福城と記せり、城内三區の郭あり、龜之城、鶴ケ城、多福城と呼へり、馬關田右衛門督（右衛門督は、北原氏の別族にして、北原は肝屬氏の支族と云、）居城の蹟なり、

城蹟合記　新城　東村にあり、北原氏が築しところと云傳ふ、

△見吉城　島中村にあり、

物産

蔬菜類　椎蕈　△丁蕈

飛禽類　鶴　△雁　△鳧　△雉

走獸類　野猪　△鹿　△狢　△兎

加久藤（本府より亞寅方、十七里半許にあり、地頭館、中福良村、小田にあり、當郷往古は、德滿といふ、今の加久藤城を、久藤城といひしに、松齢公此城に居るに及んで、加久藤城と改め玉ふ、是より郷名となる、）

山水

國見嶺（地頭館より子の方、一里、）　同西村にあり、肥後球磨往來の大路、此嶺上の南北に通ず、當郷の地、北は岡嶺層高にして、球磨に接し、原野頗る廣く、林藪少し、此嶺岡巒の上に抜起し、當郷群山の内最高し、南なる當郷地方より嶺上まで、登り一里、北なる球磨地方よりは、登り一里半、嶺上より北望すれば、球磨人吉の府城、連山の上より俯視すべく、南望すれば、本藩三州の地、殆んと一望にあり、薩隅の裏海、櫻島嶽より西南の大海に至て、悉く雙眸に盡く、晴天には、開聞岳も天際に辨ずとぞ、國見嶽

小田川圯橋上眺望　中福良村小田

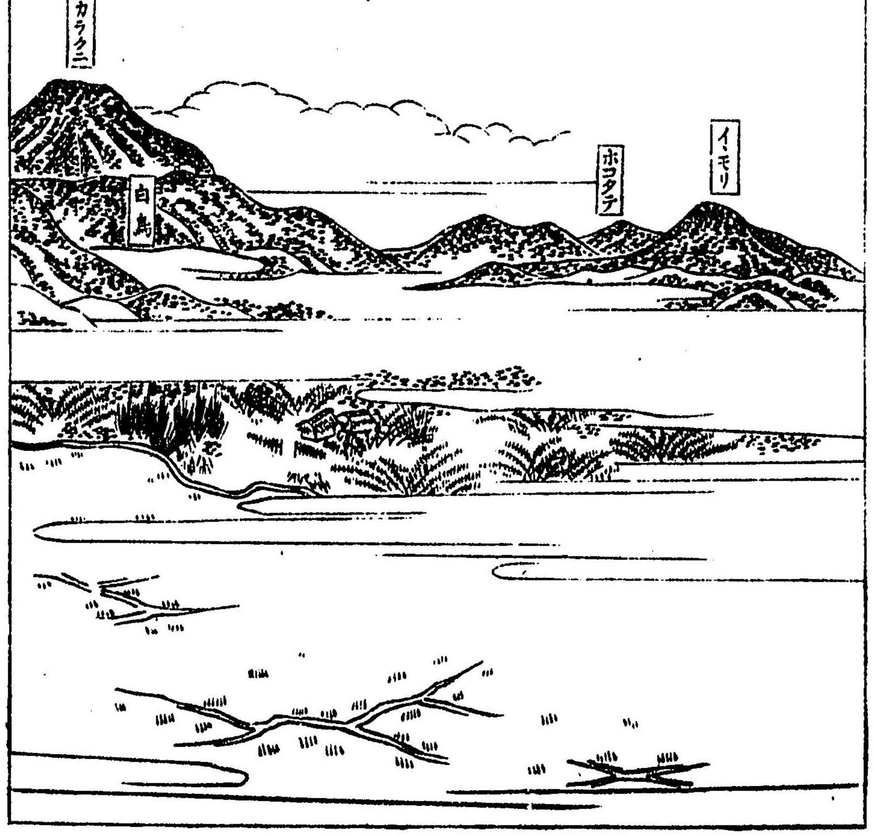

の名、固に虚ならず、此嶺の東に、石冢岡あり、其高さ稍齊し、

○石冢岡　前文に見ゆ、

飯盛峯（地頭頭より未申方、一里三十町、）　長江浦村にあり、當郷の南は、霧島の群山相連て、山形次第に高し、飯盛峯は其連山の北麓を稍離れて、邑治の方に近く、特り挺秀せり、四面より望見ても皆一狀なり、故に世人奇峯と稱ず、又霧島連山の南に白鳥山あり、絶頂は、當郷と、飯野郷と、分界をなす、（白鳥山は、飯野に詳なり、）

千臺川上流　上流は、飯野郷大明司村より來て、當郷に入り、諸村を歷て、馬關田郷に入る、又永江川あり、水源は飯野南山より出て、當郷諸村を過て、眞幸川へ合流す、中福良村、小田の内、通道に圯橋を架す、長さ六十間、大工橋と號す、又永江川にも圯橋二あり、此千臺川上流は、當郷にて眞幸川といひ、又小田川ともいふ、

○永江川　前文に見ゆ、

出水川　水源長江浦村出水にあり、舊記に曰、往古性空上人此地に來て、水を乞ふ、其家の老婦、遠く出て水を汲み歸りしに、其時夏天にて、雨すぎ、庭に晒せる物皆濕ひしかば、汲水の遠きを恨ながら、水を進む、（一說に曰、性空上人此村に一宿せし時、此地に水の乏しきことを聞て云々、）性空是を見て、此地に水を得さすべしといひ、楊枝を加持して、地に挿みしに、忽ち清水湧出し、長く絶ることなくして、今に至る、其楊枝活して枝葉茂り、根なし柳と稱ず、其水を呼て出水川といひ、其地を名つけて出水門と號すと、此川、當村及び灰塚村の水田を浸漑し、支流は又諸村に至る、下流は吉田郷馬關田郷に入る、此一水の力にて、田穀の熟せること幾千石を知るべからすとぞ、水源は一林丘の下、田野の間にあり、泉口地底數ヶ所より湧出し、水勢特に壯大なり、此川濶さ

十步許、深さ二尺餘あり、水源の川中に一嶌洲あり、洲上に辨才天祠を建つ、（神体木像、）竹橋を架して往來を通ず、元祿六年の梁文あり、文中に出水川の由緒、及び辨天祠の開基、性空上人に出ることを記す、祭祀四月初巳日、祠の側に性空堂あり、性空の靈牌を安置す、文字漫漶して、讀むべからず、

○辨天祠　前文に見ゆ、

○性空堂　前文に出づ、

居處

球麻口開（地頭館より亥方、二十町、）榎田村、牧之原にあり、肥後國球麻領の境にして、求麻領への通道なり、故に是を置く、

神社

二宮大明神社（地頭館より未方、二十三町餘、）栗下村にあり、祭神　仲哀天皇を崇む、勸請年月詳ならず、往古は二之宮現王といへる小社なりしに、慈眼公加久藤に誕生し玉ひしより、生土神なる故に、松齡公深く崇敬を加へ、天正九年辛巳、大般若經一部、同十一年癸未、十六善神畫一幅を寄進し玉ふ、慈眼公御誕生の時、親から當社へ御參詣ありしに、社司黑木源兵衛が亭にて、盃酒の賀儀あり、源兵衛城に朝す、本田源右衛門をして、旨を傳へて、寶刀一口を賜ふ、其家今に是を傳へて寶藏す、其後　慈眼公ますく御崇敬あり、二宮大明神と改め稱ぜらる、慶長七年壬寅十二月二十四日、神領三十石を寄進し、同十四年己酉九月四日、社殿を造營して、宏麗舊に倍す、又寬永十四年、神領二十石を加增し玉ふといふ、例祭九月十日、年中大小祭祀凡十六度あり、　松齡公當鄉御在城の時は、祭日には親づから參詣し玉ひしとぞ、祭祀も種々の式あり、是　松齡公の定め玉ひしといひ傳ふ、當鄉の惣鎭守なり、

二宮神社

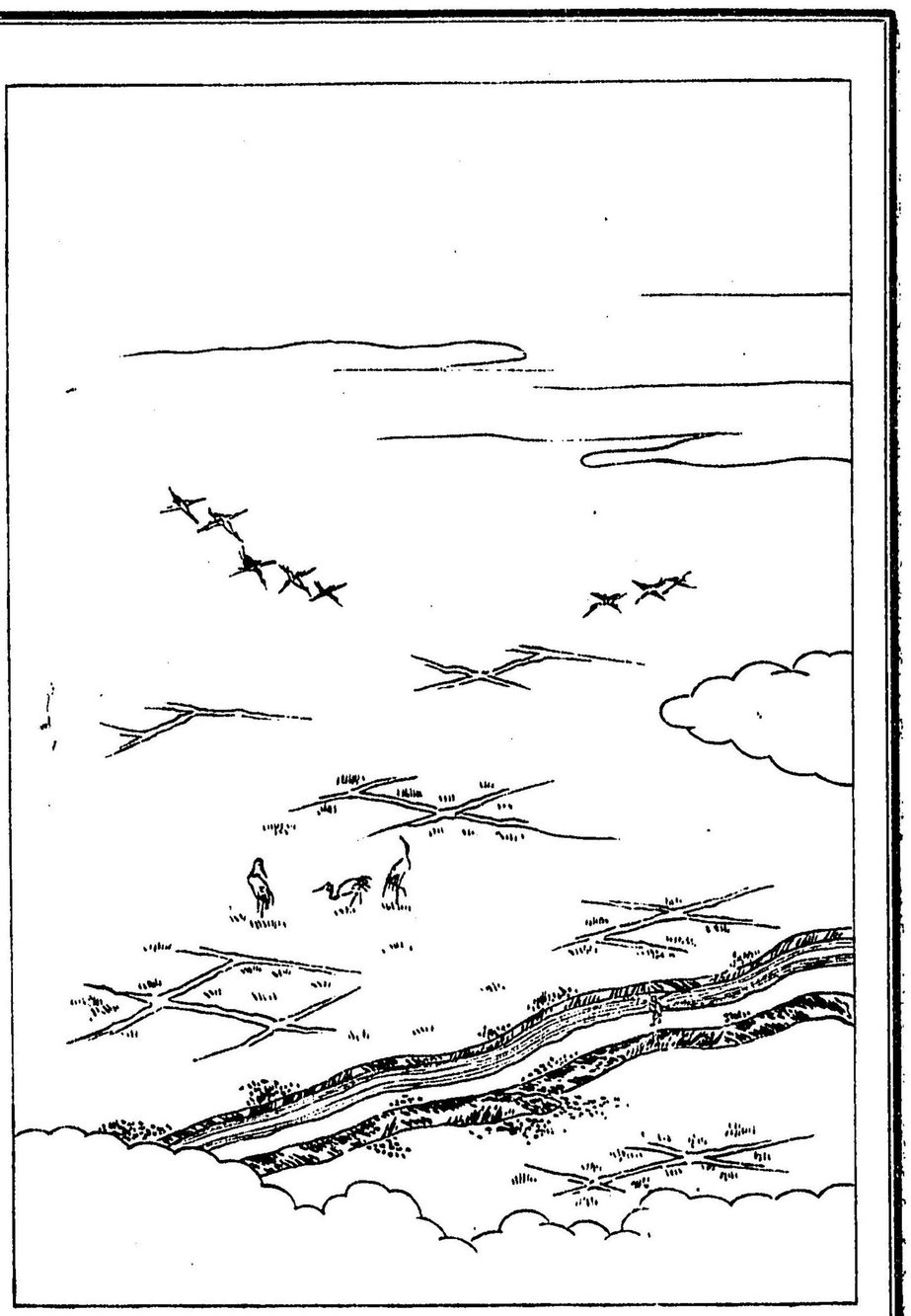

○寄進品　金幣一本並三十六歌仙繪馬　慈眼公御寄進なり、三十六歌仙繪馬は、慈眼公の御親寫も其内にありといふ、今別當寺に藏む、△旗一流　寛延四年、圓德公御寄進、

△額二面　大信公御寄進、其一面は、安永六年、其一面は、天明三年、△額一面　寛政四年、大慈公御寄進、△普門品一折　文政四年、今公御寄進、

○末社　社地に末社二ッあり、富之宮、酒坊社といふ、

三社大明神祠（地頭館より子の方、六町半餘、）　中福良村、加久藤城址の内にあり、祭神三座、荒神、水天、北斗是なり、三座の神体、共に鏡にて、荒神神鏡の下には、金座像一軀を安ず、是　松齡公の御隨身の尊像なりとて、秘佛と稱ず、當社は、松齡公加久藤城に在りし時、元龜三年壬申三月五日、城の擁護として、勸請し玉ふこと、權大僧都賴莊が記せし棟札に見にたり、此三社に、各十字

標幟の戸帳あり、當社創建の時、御寄進なりとぞ、　松齡公の三子鶴壽丸君、一唯世子、　慈眼公、皆加久藤城に於て御誕坐ありし故、當社を產神となして、崇敬せらるといふ、祭祀七月廿八日、石燈一對を天明四年、　大信公より寄進し玉へり、

○慈眼公御年比較杉　當社華表の側に大樹あり、一株雙幹なり、　慈眼公加久藤城にて御誕生の時、壽を賀して栽にしといふ、四周に線垣あり、

飛諏方神社（地頭館より巳の方、七町、）　中福良村、小田にあり、祭神常の如し、神体鏡を衣に包む、　松齡公當鄕御在城の時、伊東氏領地、小林の内大川原諏方神体の鏡、此地へ飛來て、樹木の枝に掛る、

公甚歡喜し玉ひ、伊東氏を退治せば、當社を新建し玉ふべき御誓願ありしに、幾もなくして、伊東氏平定せしかば、神領三段を御寄進にて、御造營ありしといふ、祭祀七月廿八日、社

御年比較杉

三社神祠

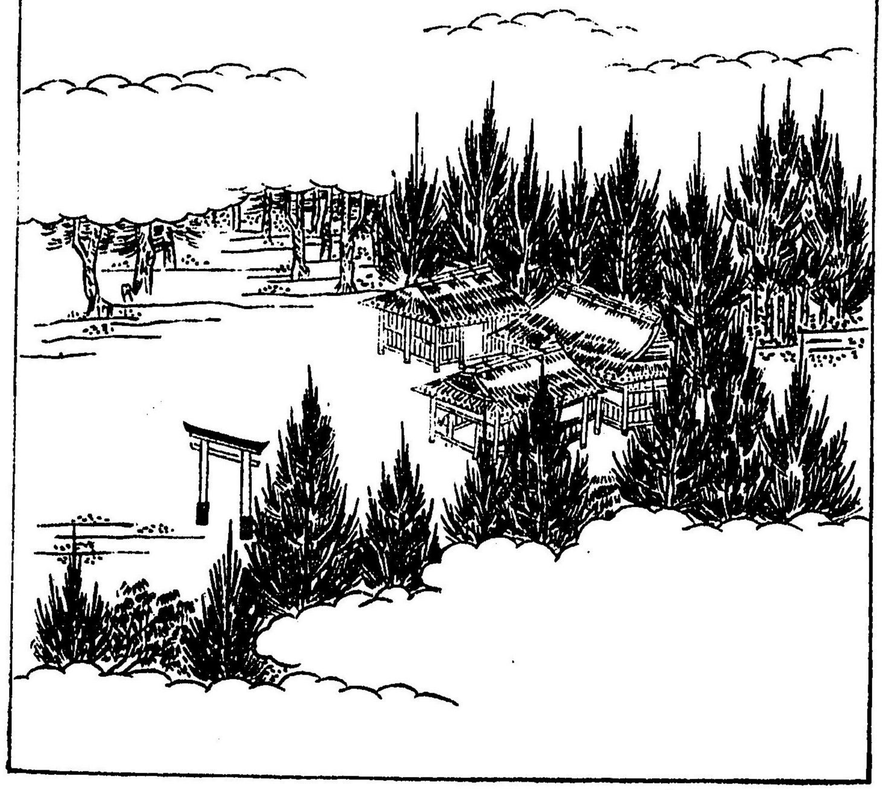

司沼田氏、

神社合記　熊野權現社　中福良村、小田にあり、祭神紀州本社に同し、（神体木座像、）古來小社なりしに、天明三年、大信公當鄕へ御鷹狩の時、御再興ありて、御額三面、（一面は鷹鶴の畫、一面は梅竹の畫、一面は日出の松、）石燈二ッ、水石盤一を寄進し玉へり、又寛政四年、大慈公御額一面、（鷹雀の畫、）を御寄進あり、祭祀年中三度、社司沼田氏、△諏方大明神社　長江浦村にあり、祭神常の如し、（神体鏡二面、）古社にて、應永十年、大願主式部丞義兼、建立の棟札を藏む、祭祀七月廿八日、社内に燕尾箭大小五拾本を藏む、社司黑木氏、△福荷神社　吉村にあり、大願主秦重元、阿方正家、享德二年、造立又天正十六年、大願主深井九郎右衛門尉再興の棟札を藏む、△山神祠　長江浦村鄕士竹内孫右衛門宅地にあり、神體古鞍三ッ、大鹿角一を崇む、土俗の傳へに、松齡公御在城の時、孫右衛門が先祖、駿河といへるもの、公の獵し玉ふに屢從行せしといふ、此鹿角は、公の手自に射殺し玉へる者なりとぞ、△若宮　西鄕村にあり、天正二年、大願主藤原忠平造立云々の棟札あり、

佛寺

高連山福性院二之宮寺（地頭館より未方、二十二町、）栗下村、二之宮社の後にありて、其別當寺たり、本府大乘院の末にして、眞言宗なり、本尊十一面觀音、開山果融法印、（承應二年癸巳七月十八日、遷化、）初め果融は、鹿兒島文殊院の住僧なりしが、慈眼公の時、二之宮社に別當なきゆにに、當寺を建て、果融を移し住持たらしむ、是時公病あるを以て、祈禱をなさしむといふ、天和三年、火災ありて、記錄傳はらず、

光林山吉詳院不動寺（地頭館より午の方、二町餘、）中福良村、小田にあり、本

府大乘院の末にして、眞言宗なり、本尊不動明王（立像、長一尺二寸、興敎大師作、開山光林法印、遷化年月詳ならず、）開基年月詳ならず、往古北原氏當鄕所領の時、德滿城へありしを、今の地に移せしとぞ、不動像は、伊東氏護摩所の本尊なりしに、伊東氏沒落の時、當鄕の士人日枝肥前、是を取り來るといふ、寺内に鶴壽丸君の祠堂あり、鶴壽丸君は　松齡公の長子なり、天正四年丙子十一月二十二日、年八歳にて、加久藤城に夭し玉ひ、當寺に葬らせ、靈牌（法名を、涼山幻生といふ、）を寺内に安置し玉へり、（飯野幻生寺を當鄕の祈願所なり、

○諸神社　鎭守社　以上二社、共に當寺の後山にあり、

△天神社　當寺の門外にあり、

瑞龜山德泉寺（地頭館より酉方、三町、）　中福良村、加久藤城址の搦手口にあり、飯野長善寺の末にして、曹洞宗なり、本尊正觀音、開山機舜和尚、（長善寺四世、）開基年月傳はらず、初め北原氏が菩提所にて、德滿城にありしに、北原氏沒落の後、今の地に移す、當鄕の菩提所なり、

聞法山日枝寺三德院（地頭館より午方、二十四町許、）　栗下村にあり、天台宗にて、世々地神盲僧の住持なり、本尊地神、荒神（兩神共に木座像、）當寺の由緒記を按ずるに、往昔肥後國託摩郡、湯田莊、聞法山光明院の住持良音院が弟子、南學院明心といへる者、馬關田鄕の内、北別府に來り住す、既にして良音院も、聞法山を退轉し、亦馬關田へ來り、南學院明心へ法を傳へ、聞法山を加久藤へ建て、光明院の舊名を三寶院と改め、明心を開山とす、第二世眞盛、（初めの名は菊一といふ、又眞盛、一名に新濟に作る、）明心が弟子なり、其時　松齡公加久藤へ御在城にて、屢眞盛を召し、祈禱及び占卜を命せられしに、應對旨に稱ふ、（松齡公騎りし馬、膝折て地に伏るとの御夢ありしかば、眞盛に命して占はしめら

る、眞盛曰是大吉なり、馬膝を折れは、人歩となる故に軍に御カチあるなりと、公歡喜すといふ、又木崎原役の前に、眞盛密策を受て細作となり、伊東氏が三山（三山は、小林の舊名、）營に入り、事を謀て功あり、因て田祿及び日州十四鄕へ、宅地各一區を賜ひ、且日州盲僧の司となす、且法親王の寺號を避け、三寶院を改めて、今の寺號とす、寛永丈量の時、諸所の宅地を官に收入し、今は小林加久藤へ宅地二ヶ所あり、今の宅地は　公の親から命ありて、賜ひし所なりといふ、初め眞盛、長江浦村の宇都といへる所に居住せしに、　公一日飯野白鳥神社へ御參詣の時、眞盛此地の市場へ出て拜謁せしが、此時今の宅地空宅なりし故に、即ち是を賜ひ、舊宅は官地となれりとぞ、是より世々住持當地に在て、今に至れり、毎年　邦家の祈禱の爲に、地神供、荒神供を修して、鎭符を官に上れり、地神供は、正月十日より、十一日まで、拾四ヶ所の盲僧、當寺に會し、地神經を誦し、琵琶、海螺、鼓笛、鉦、鉢、手拍子の樂器を用て、其法を行ふ、荒神供は、十月廿七日より、廿八日に至り、樂器を用ひ、其法を行ふこと、地神供と同し、是　松齡公御在城の時、命せられし儀式なりとかや、

阿闍利山悉皆院彥山寺（ヒコヤマ）（地頭館より戌方、三十町、）　同西村にあり、飯野白鳥山滿足寺の末にて、眞言宗なり、本尊十一面觀音、（厨子、文祿三年と記す、）開基由緒詳ならず、天正七年、光嚴法印、本尊十一面觀音を安置せしこと、棟札に見にたれば、當寺の建立久しきを知るべし、寺内に　一唯世子靈牌、及ひ石塔を安置す、是白鳥山の住持、光嚴法印は、　一唯世子の師たりし故なりといふ、白鳥神社は、死穢を忌む故に、當寺を葬所とし、且其退隱所とす、

○鎭守社　彥山權現、年の神、二社共に境内にあり、

地藏堂（地頭館より午方、廿四町、）　栗下村にあり、此地藏像は（木立像、高一尺五寸、）　松

齢公朝鮮より凱旋の時、池田八專といふ者、朝鮮より齎らし歸りしに、其後武元氏、堂を建といふ、池田八專が末孫、此地にあり、

舊跡

加久藤城（地頭館より子方、六町半餘、）　中福良村にあり、卽今邑治後の城山なり、山形四面は皆絕壁にして、天險の城地なり、大中公の時、永祿七年、北原兼親が封を伊集院神殿村に移す、於是眞幸院を　松齢公に賜ふ、是歳十一月十七日、公飯野城に移る、

公飯野を治所となし玉ひしかども、又當鄕に此城を築き、兼て當城に居玉ひ、御夫人（廣瀨氏、）を爰に住せしめらる、公の執政川上三河守忠智是を守る、元龜三年五月四日、伊東義祐、其將伊東加賀守、同右衛門尉等をして、三山（三山の事は前に注す、）より兵を發し、潜に飯野城下を過ぎ、當城を襲ふ、火を放て城西の民屋を燒く、城西の鎗掛口より登らんとす、鎗掛口は、城の搦手といへども、險絕にして通路なし、先是　公、三德院盲僧眞盛等に密策を授け、詐て罪を得たる狀にて、三山の敵營に入らしむ、眞盛等、敵人を誘きて曰、鎗掛口は城中備なし、是より攻ば城忽ち陷るべしと、敵人是を信ず、故に來り襲へるなり、城外に當り、德泉寺口の後に、山伏樺山淨慶家宅ありて、其地形、城の外郭に似たり、夜いまだ明ず、敵誤て淨慶を攻む、淨慶爲人慓悍なり、父子三人出て拒き鬪ふ、時を移して戰死す、時に淨慶大に呼て、城兵も來り接けとて、詐て衆兵の狀を示す、敵疑ひ敢て進まず、既にして守將川上忠智、軍を整へ突出して敵を擊つ、敵其衆寡を辨ぜず、退て城南小田渡瀨の大河を渡り、川南に屯す、敵將米良筑後守、衆兵に令を下して進んとする所を、不動寺住僧久道、川を隔て鐵砲を發す、敵馬より

墜て死す、一說に、此敵將は、伊藤宗右衛門尉とす、川は小田川にて、今は不動寺は、伊藤の南に東より流れて、直に西に去るといへども、昔時は不動寺の前を經て、城の南鳥道三町許にありて、西に向ふと、敵軍氣を奪はる、時に吉松の軍來るにあふ、是近郷の軍士更番にて當城を來り守るなり、吉松の軍進て敵を擊つ、忠智機に乘して夾み擊つ、敵敗て退く、木崎原に至て、大に　松齡公に破らる、此戰は、飯野の郷に詳かなり、　松齡公の御子三人、鶴壽丸君八歳にて夭す、しは、永祿十二年に、一唯世子は、天正元年に、慈眼公は、同四年に、皆當城にて御誕生なり、天正七年、松齡公、栗野に治所を移されて後、當郷には地頭を置かる、山上に　公の穿ち玉ひし池沼なりとて、其跡今にあり、又當城大手の御門扉なりしとて、今地頭館にあり、又其御門の礎並石垣等は、慶長年中、二之宮社御再興の時、華表の礎、寶殿の石垣に用しと云、當城、舊久藤城と號す、　松齡公、加の字を添へ玉ふ、

○鑰掛口　前文に見ゆ、

○樺山淨慶宅地　鑰掛口の西、一町許にあり、加久藤城とは、別山にて、一岡阜なり、宅址は、德泉寺の隣にあり、此宅址と、鑰掛口との間は、水田隔絶す、宅址今は竹藪となる、土俗淨慶城といふ、

德滿城　地頭館より西方、三十二町、　同西村にあり、往古當邑は、眞幸院邑主北原氏が所領なり、其徒當城に衛軍を置く、周防守範兼が時、相良伊東に黨す、應永二年、範兼、相良祐賴と、德滿城に宴す、事を論して合はず、怒て共に死す、其子周防守久兼、　恕翁公に降り、兵を　公に乞て、相良氏が徒を逐ひ出す、仍て　公、久兼に眞幸院を賜へること、故の如し、其後北原氏降叛一ならず、眞幸院、及び北原氏が黨は、飯野に詳なり、城址今陸田となる、

新城　地頭館より北方、七町餘、　中福良村、小田にあり、　松齡公、加久藤城を

築かれし時、取添の場所なり、加久藤城の南に當り、一澗を隔たる城山にて、要害の地なり、此山より、飯野城に通ぜる山野の小徑ありて、凡そ一里なるべし、城址今は杉林となる、

一本杉（地頭館より午方、二十二町、）　栗下村にあり、此地に德泉寺の末院、本傳庵といへる佛寺ありて、本尊觀音を安置せしに、今は此庵廢して、觀音堂のみ殘れり、往古此寺地に、大杉樹一株あり、直立して高く天に參はり、一本杉と唱へしに、　松齡公、加久藤城に居玉ひし時、城內より朝夕此杉樹を望み見て、其孤秀の狀を賞ぜられしが、朝鮮の役に、此杉の狀に擬して認幟を製し玉ひ、是を一本杉の認幟といふ、今に是を府城の兵具所に藏む、此杉往年雷火に罹り枯れたりし故、伐除きしに、其後文政四年、官より命ありて、新たに杉樹を植繼けり、又一本杉の樹下に供養石塔一基あり、是朝鮮の役に、僧宥淳法印、（高原神德院住持、）松齡公の命を蒙り、一本杉の樹下に、假りに精舍を搆へ、法華經一千部を精誦し、御利運を禱りしが、御歸朝の後、供養石塔を建しといふ、石塔に奉讀誦大乘妙典一千部成就所、慶長四年已亥、大願主敬白云々と記す、其精舍は、即ち所謂本傳庵是なり、

○本傳庵址觀音堂　前文に見ゆ、

新納忠元、　邦君に代て宥淳法印が此本傳庵に參詣せし時、忠元和歌を贈る、

遙なる鷲の高根の雲ならん
　御法の庭の花のけしきは

宥淳法印返歌

君ならで心もつかじ鷲の山の
　雲を御法の花の色とは

○供養石塔　前文に見ゆ、

物産

五穀類　粳米　當鄕は、眞幸の内にて、眞幸の地は、粳米最上品を産す、飯野の卷に詳なり、眞幸に於て、當鄕の水田最廣しといふ、

蔬菜類　蕨　△薇　以上の二品、大さ小指の如き者産す、

△香蕈　△丁蕈　△天花菰

藥品類　柴胡　△茯苓　△紫根　△金銀花　△瓜蔞實

△樟腦

飲食類　茶

樹木類　樟　△櫧　△甜櫧　△檜　△樅　△栂　△桐

飛禽類　鸂鶒　△雉　△鸐雉　△鶉　△雕　△白鷺　眞幸土俗、白鳥神社の故にて、白鷺を殺さず、故に白鷺甚多しといふ、

走獸類　野猪　△鹿　△猿　△狼

鱗介類　鯽　△いだ　△鯰　△龜　△鼈

三國名勝圖會卷之五十二　終

三國名勝圖會卷之五十三目錄

日向國諸縣郡

飯野

總說

眞幸院

山水

群山合記（白鳥山 狗留孫山）　六觀音池（六觀音堂）　千臺川水源（並）　狗留孫川

神社

白鳥權現社（寄進品 白鳥溫泉 諸什物 滿足寺）　狗留孫山權現社（權現嵓）

（中御腰廻 觀音石 狗留孫佛誕生窟 外御腰廻 端山寺 狗留孫巖 奉都婆石 都奉杉 金毘羅祠）

一宮香取神社（天之宮）　橫峯八幡祠　大戶諏方社

金丸諏方社　立石權現　神社合記（御城荒神社 中島權現祠）

飯留神社　稻荷神社
天滿神社　兜率神社

佛寺

長善寺　愛染院　幻生寺
保壽院　宗江院　成就軒
出水觀音閣

舊蹟

飯野城 金田杉　薩摩壘　大河平城 今城映松 ヶ尾枯山
紅蓮江南竹　桶平疊　木崎原 二八坂 三角田並御憩
石首塚 横尾八幡山 供養石塔　太刀洗川　古城合記

物產

五穀類　蔬菜類　藥品類
花卉類　樹木類　土石類
飲食類　飛禽類　走獸類

鱗介類

三國名勝圖會卷之五十三

日向國

諸縣郡

飯野（本府を距ること子丑の間、十八里半餘なり、地頭館、原田村にあり、）

總說

眞幸院　往古は、飯野、小林、加久藤、馬關田、吉田の地を、眞幸院と
いふ、一說、吉松を加ふ、因て此諸邑を、今單稱して眞幸と呼ぶ、
眞幸の內、飯野の地勢險要なり、故に古來眞幸を領する人、必
ず飯野を治所とす、眞幸の文字、延喜式眞祈に作る、其說、當郡
高城東霧島權現社、割裂神石の章に見ゆ、

山水

群山合記　眞幸院の地たる、東を小林飯野とす、西を加久藤馬
關田吉田とす、其五ケ鄉の南には、霧島の群山東西に列なり、

北は層巒疊嶺、肥後國求麻郡に接し、東西遠く相連る、其南北兩山の中間、平地にして、一里に近く、東西六七里、水田ありて、諸郷の村落其内に斷續す、飯野の南に列れる霧島群山の内に、虛國獄（此岳は、踊邑に詳也、）あり、天表に高く聳ゆ、絶頂は飯野、小林、曾於郡踊四箇郷に分界す、虛國獄の西に白鳥山あり、（當邑に屬す）霧島獄の支峰にて、群山の間に秀出して、頗る高く、蒼翠滴んとす、飯野の北、求麻境にある連山は、特に高深にて、其最高なるを小中尾峯といふ、杉尾峯是に亞ぐ、狗留孫山あり、靈蹤の名を著す、（當邑に屬す、）此北境の山林、熊狼猿鹿野猪の類多く、土人の獵所なり、

○白鳥山　前文に見ゆ、正原村に在り、

○狗留孫山　前文に見ゆ、下條狗留孫權現社に詳なり、

六觀音池（地頭館より巳午方、三里餘、）　正原村、白鳥山上にあり、白鳥山は高深の山林なるに、其上にあり、天然の池なり、周廻一里餘、深さ測るべからず、或は云二十尋、碧水湛然として、群峯影を浸す、霧島山中四十八池の一なり、白鳥山滿足寺記錄に、往古性空上人、此池の邊に在て、法華を讀誦しけるに、白鳥權現出現す、因て手自ら六觀音の像を彫刻して、白鳥權現出現の處に、佛宇を建て安置せり、因て六觀音池と名く、亦御池と呼ぶ、六觀音は、霧島山六所權現の本地なり、今池畔に佛閣あり、六觀音の像を安置す、即是なりといふ、祭祀九月廿八日、此日滿足寺住僧、社司數人を率ゐ、白島神社へ至り、其神体の鏡を捧て、六觀音堂へ至り、祭祀を行ふ、

○六觀音堂　前文に見ゆ、

千臺川水源（並）狗留孫川　水源は、肥後求麻郡深山の内、及び當邑狗留孫山中より出づ、求麻郡法ヶ八重より、一谷川來て、南

六觀音池（ロククワンオンノイケ）

流すること一里餘にして、當邑境に至る、又當邑大河平村狗留孫山内山瀬より、一谷川出て、東北に流ること一里許にして合流す、是を法ヶ八重の流れ合ひといふ、其下流、求麻境を過ぐること十二町餘に至り、求麻より狗留孫社へ通ずる山路ありて、横に川を渡る、此下流、狗留孫嵓下の東北を繞り、彼求麻通路より二町餘にして、又求麻白髪岳の西麓より出る、觀音瀑川來て、合流す、是を八之牟禮流合といふ、觀音瀑川の内、飯野界に隣近して三瀑あり、上瀑、中瀑、下瀑といふ、下瀑は八之牟禮流合の上流、七間許にあり、上瀑は下瀑より上流、四五十間にあり、上瀑に觀音瀑の左嵓に、觀音を刻む、故に觀音瀑と呼べるとぞ、又八之牟禮の流合より、頗る下流に當る、大河平村松河内山より出る一谷川來て合流す、是を下房の流合といふ、稍此下流に當り、又求麻より野地川來て合流す、是を野地の流合といふ、上流法ヶ八重の流合より、群山の間を東流して、東南に轉し、求麻境南境は、皆大河平村、を歷ること一里三十間餘にして、野地の流合より、求麻境を離れ、南流して大河平村内に入る、是より疊嶺の内を歷ること四里許、諸澗水合流して、西南に轉じ、杉水流村より平地を南流し、原田村邑治をすぎ、地頭館より水源まで六里餘、前田村、今西村、大明司村を歷て、加久藤中福良村に入る、此川、當邑にて澗さ十間餘、深さ五尺許ありて、水勢稍大なり、水源狗留孫山より出る故に、狗留孫川と號す、是を千臺川の上流とす、千臺川は、本藩第一の巨流なるを以て、特に其水源の狀を詳に記す、千臺川の全躰は、水引の卷に見ゆ、

神社

白鳥權現社、地方、二頭館より午里十九町、正原村、白鳥山の半腹にあり、祭神日本武尊、神躰木像、高さ九寸五分、按に當社緣起に、性空上人、霧島山の靈窟を巡視するに、大池あり、此池は、前に出せる六觀音池なり、池側に座して、法

華經を讀誦す、忽然として老翁來り、我は是日本武尊なり、白鳥と化して此峯に住すること久し、師の讀經苦行の德に感じて、身を現すといへり、性空即ち此因緣にて、當社を創建し、白鳥權現を勸請し、聖觀音を以て本地とす、滿足寺を造營し、護持の精舍とす、又按ずるに日本武尊の靈魂、白鳥に化せしことは、日本書紀に見にたり、書紀に、日本武尊東夷を征伐し、還て近江國膽吹山に至り、大蛇の毒に中りて、伊勢國能褒野に薨ず、時に年三十なり、天皇是を聞て、晝夜喉咽び泣悲て曰、自今以後、誰人か鴻業を經綸せん耶、即ち能褒野に葬る、時に日本武尊白鳥と化し、陵より出て倭國を指して飛ぶ、群臣因て其棺を開て視れば、衣服のみ空しく留て、屍骨なし、於是使者を遣して白鳥を追尋るに、倭琴彈原に停る、仍て其處に於て陵を造る、白鳥更に飛て、河內國に至り、舊市邑に留る、故に時人是三陵を號して、白鳥陵といふ、其後遂に高く翔て天に上る、徒に衣冠を葬る云々、日本武尊の白鳥に化して、此山に栖止すとは、日本武尊、當國に下りて、熊襲を退治し、此地に來り玉へる、因緣に依れりと知るべし、是を以て飯野及び近鄕、白鳥を殺すといふことを禁ず、拜殿に日本武尊の四字額を掲ぐ、（京都知積院運敞僧正誌す、）當社は軍神にて、威靈神驗特に著しき故に、上下の崇敬、餘社に異にして、　松齡公當邑に在し、特に歸仰し玉ひ、軍を出せる度ごとに、此神に禱り、勝利を得ば、報賽せんと御誓願ありし故、寄進の諸品多し、且當時當社を新建し玉ひ、慶長六年より、十年十一月十一日に至て、造營畢れり、且神領二百石餘、栗野の內三門を附與ありしに、其後別當寺住持光嚴上人、官に還せりとて、其舊目錄、今に別當寺に所藏せり、慶長五年正月二十一日、慈　眼公又神領百四十三石

白鳥權現社
滿足寺

五斗餘を寄進し、永世丁役を免ぜらる、是日州莊内の役に、公の誓願あるに因てなり、祭祀二月初酉、六月廿八日、九月廿九日、寛文七年十二月、住持覺仁記せる緣起に詳なり、社司黑木氏、別當滿足寺なり、

○寄進品　眉尖刀一　△太刀一　△草薙刀一　△盔甲一　△金幣一　△銀幣一　以上の六品、松齡公の御寄進、御詠歌二枚　大慈公御寄進、

○諸什物　弘法大師心經二卷　△中條姬織佛畫　△松齡公御願文一通　御誓願五箇條あり、文末に　公花押、卯月廿四日、白鳥山座主坊とあり、　△松齡公御書翰一通　公上方より遣されたる御狀なり、文末に滿足寺とあり、　△慈眼公御願文一通　又八郎忠恒とあり　△慈眼公御書翰一通　公より別當寺へ遣されし者なり　△近衛藤公書翰一通

△慈眼公御歌二首

○白鳥山金剛乘院滿足寺　白鳥神祠より二町許下にあり、本府大乘院の末にして、眞言宗なり、本尊彌勒菩薩座像、開山性容上人、上人白鳥社を勸請せし時、當寺を創建し、初め天台の梵刹なりしが、星霜を經て荒廢し、神社のみ存ぜしを、應永年中、光尊阿闍梨（應永十五戊子十月九日、寂す、）當寺を新建し、眞言密宗となす、中興開山光嚴上人（光嚴が時、當寺を御再興あり、）其後大乘院の末となる、當社死穢を忌む故に、加久藤同西村彦山寺を塋地とす、彦山寺は、當寺の末なり、當寺は白鳥山の北面にありて、山足より上ること二十町許、白鳥山の嶺は、寺地より更に上ること一里なるべし、寺戶若干其山足にあり、當寺の前後、松柏杉檜等の樹木鬱然として、泉水流れ遶り、清淨の梵刹なり、且眞幸の田野、及び求麻境の群山、縹緲として一眸に歸し、景色佳勝なり、

當山は靈地の名高し、因て參詣の徒甚多しとかや、

○白鳥溫泉　滿足寺の東南三町許にあり、地形澗谷にて、溫泉石崖の隙より瀉き出つ、泉勢甚壯んにして、巨瀑の如し、湯煙常に蒸し起り、遠地より望めば、雲靄の狀をなす、湯性明礬の味に、硫黃氣を兼たり、五積を消し、瘡毒を除き、功驗多し、滿足寺は、白鳥山の北面に當りて、冬寒特に甚しき故、寺僧每日此湯に入浴するに非ざれば、居住をなし難しとぞ、浴池一ッを設く、覆ふに茅舍を用ゆ、客舍ありて、浴客に備ふ、

狗留孫山權現社（地頭館より北寅方、三里、）　大河平村、狗留孫山にあり、祭神三座、熊野三所權現是なり、榮西禪師勸請といふ、本田親盈が薩隅日神社考曰、祭神麓（フモト）山祇（ヤマツミ）、命、合殿の餘神詳ならず（又云、雷神、大山祇、故に高曜の三所と號する歟、）今權現祠の神體を見るに、阿彌陀、藥師、觀音の三像を安置す、是本地なり、又社頭に鰐口を掛く、其文に曰、奉施入狗留孫佛、熊野三所權現、鰐口大旦那伴貴兼敬白、寬正四年癸未六月十五日、座主尊海、並勸進十方旦那と記す、當社別當端山寺緣記曰、太古二龍王あり、健盤龍王、娑竭羅龍王といふ、健盤龍王、狗留孫佛に請ふて、一本の石率都婆を此山に建つ、娑竭羅龍王大に歡喜し、亦觀音大士に請て一本の石率都婆を建つ、時に狗留孫佛の建る率都婆には、大般若經を書す、是を狗留孫佛の石體とす、觀音大士の建し率都婆は、法華經を寫す、卽今の率都婆石、觀音石是なり、故に山を狗留孫と號す、狗留孫佛は、過去七佛の一なり、其後　神武天皇石率都婆の在ることを知て、當山に參詣し玉へり、　神武の御歌に、暫しこそ端山繁山しげけれど、神路の奥に道ある物をと詠るあり、此歌に因て、當寺を端山寺と號す、此故に神武を最初の開基とす、後に千光國師榮西、宋國に至り、醫王

此緣起虛妄極ナシ神武天皇ノ御時佛法ナシ御歌モ後世ノ風調ナリ可笑

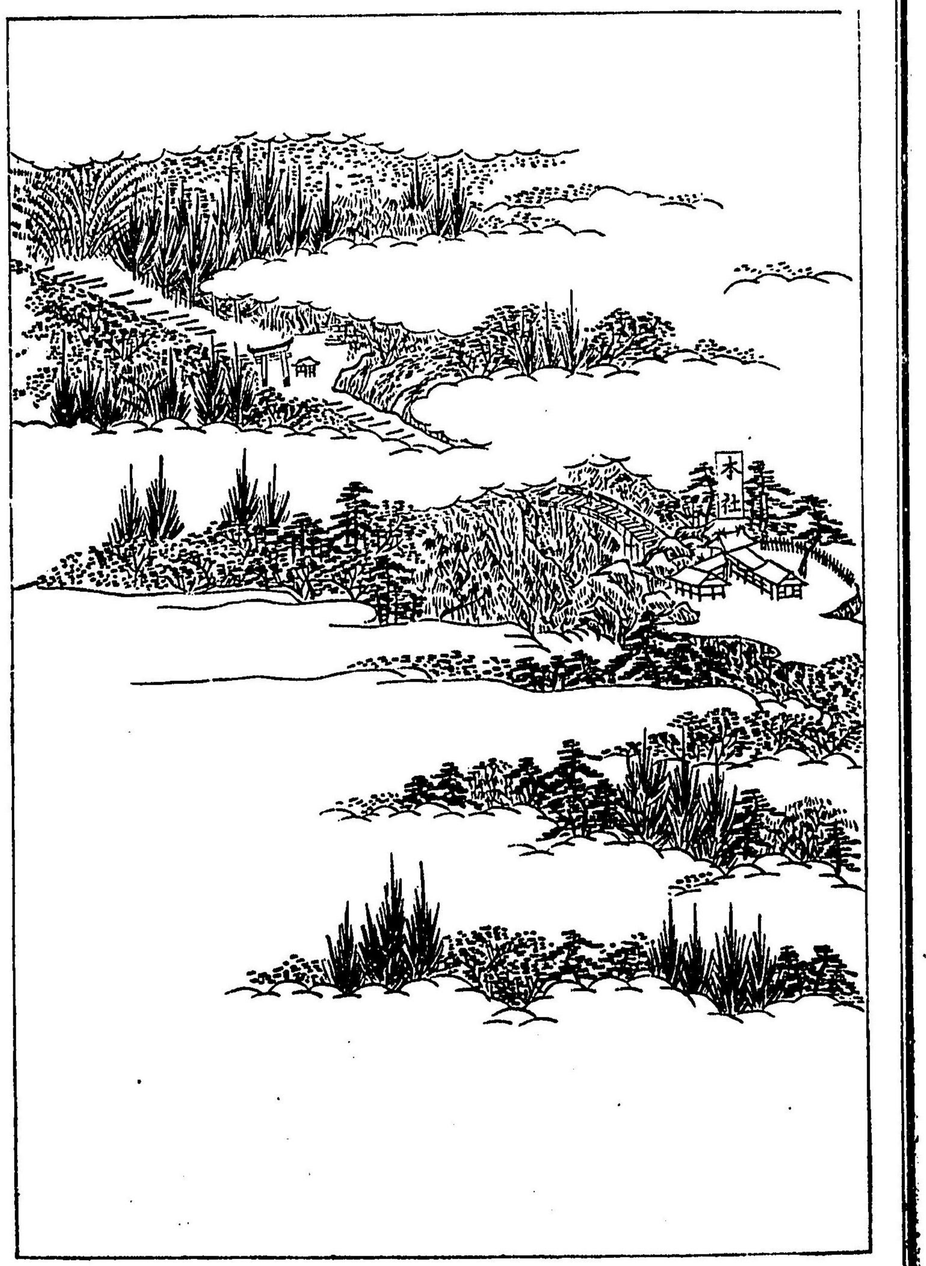

狗留孫山權現社

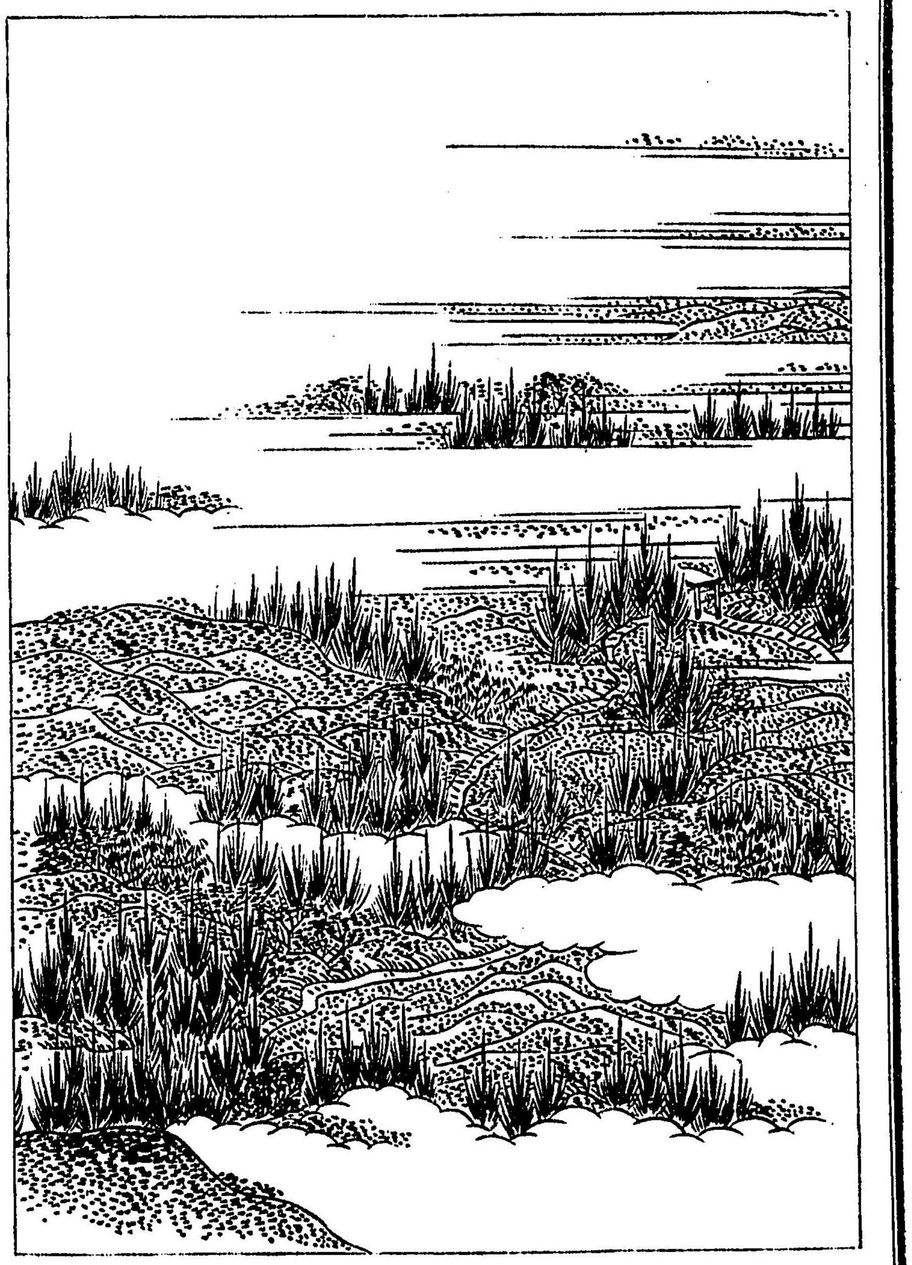

二其

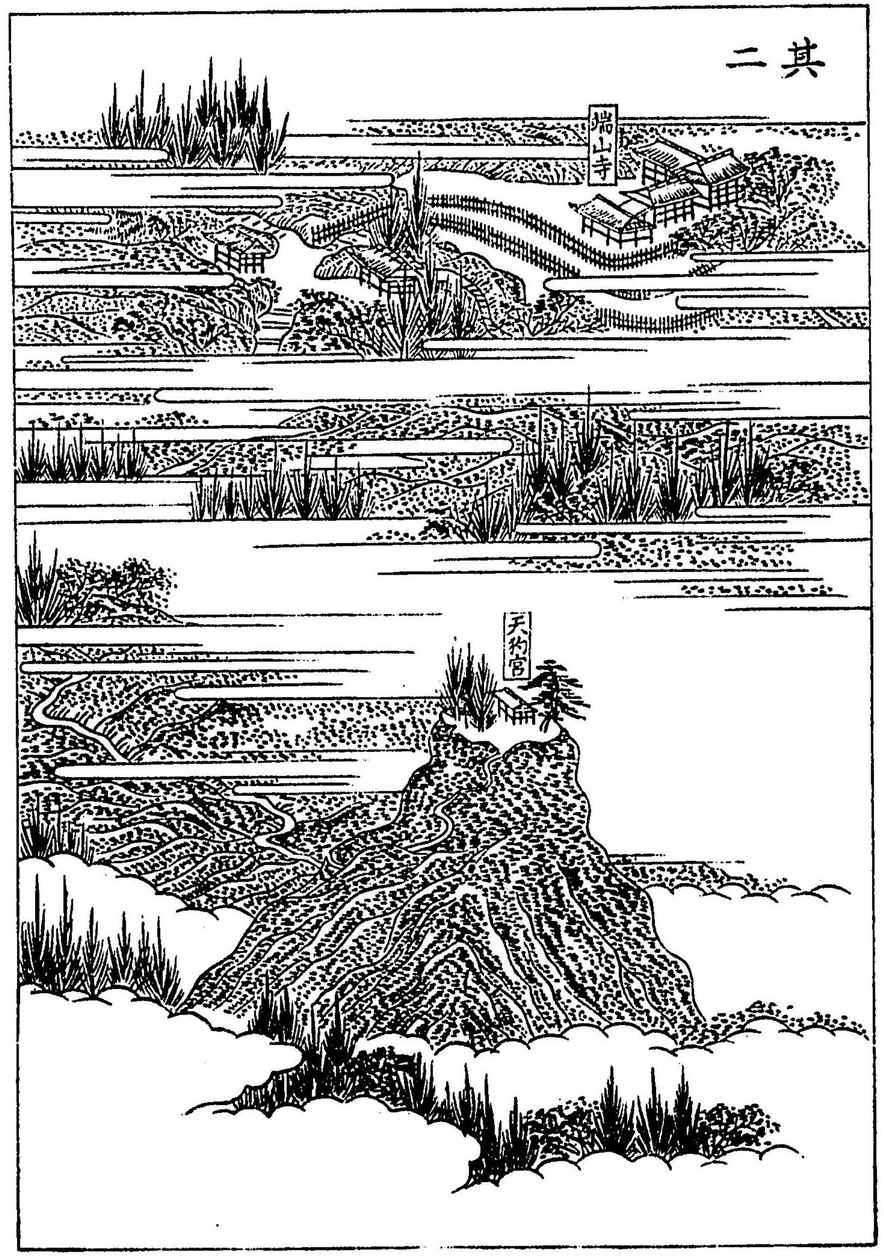

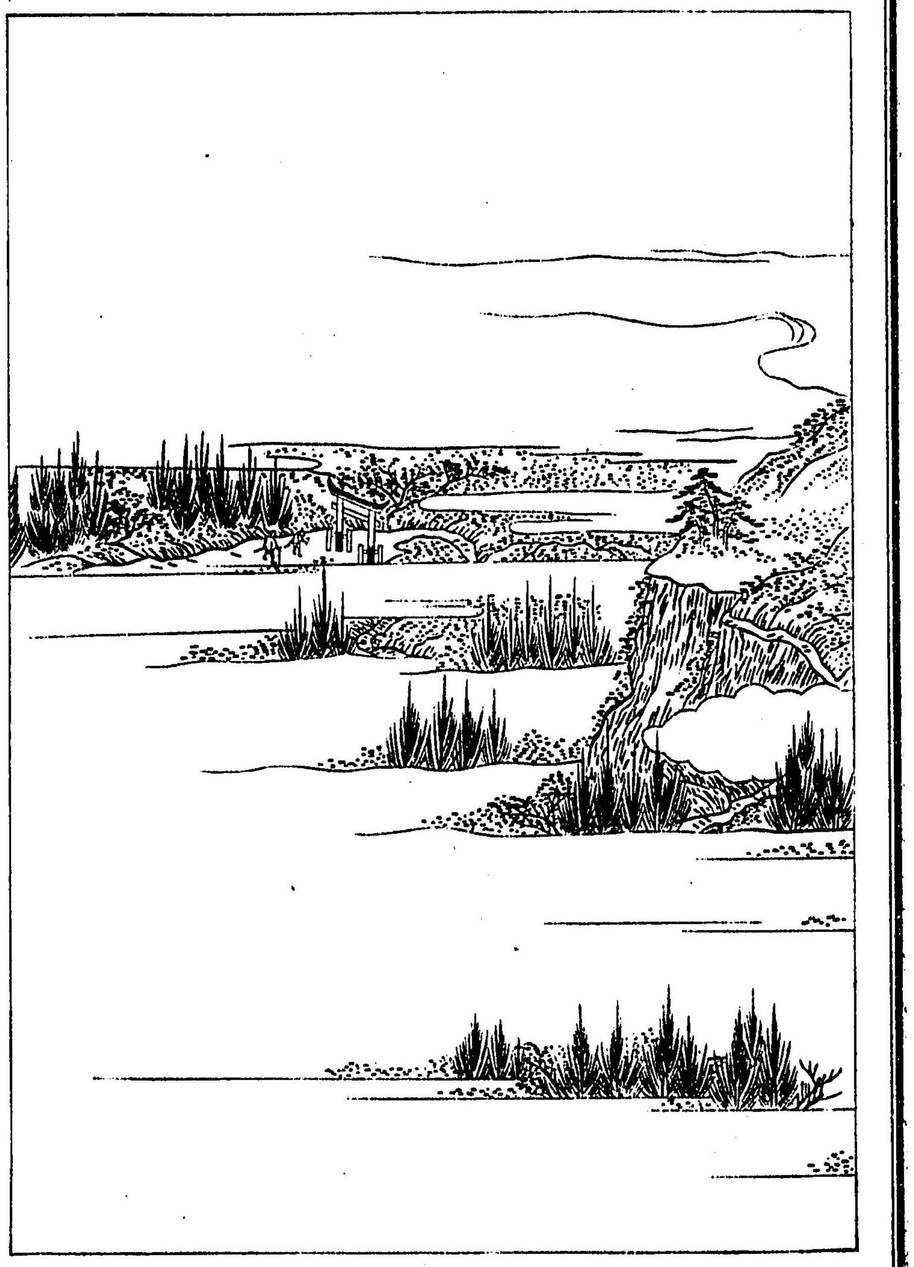

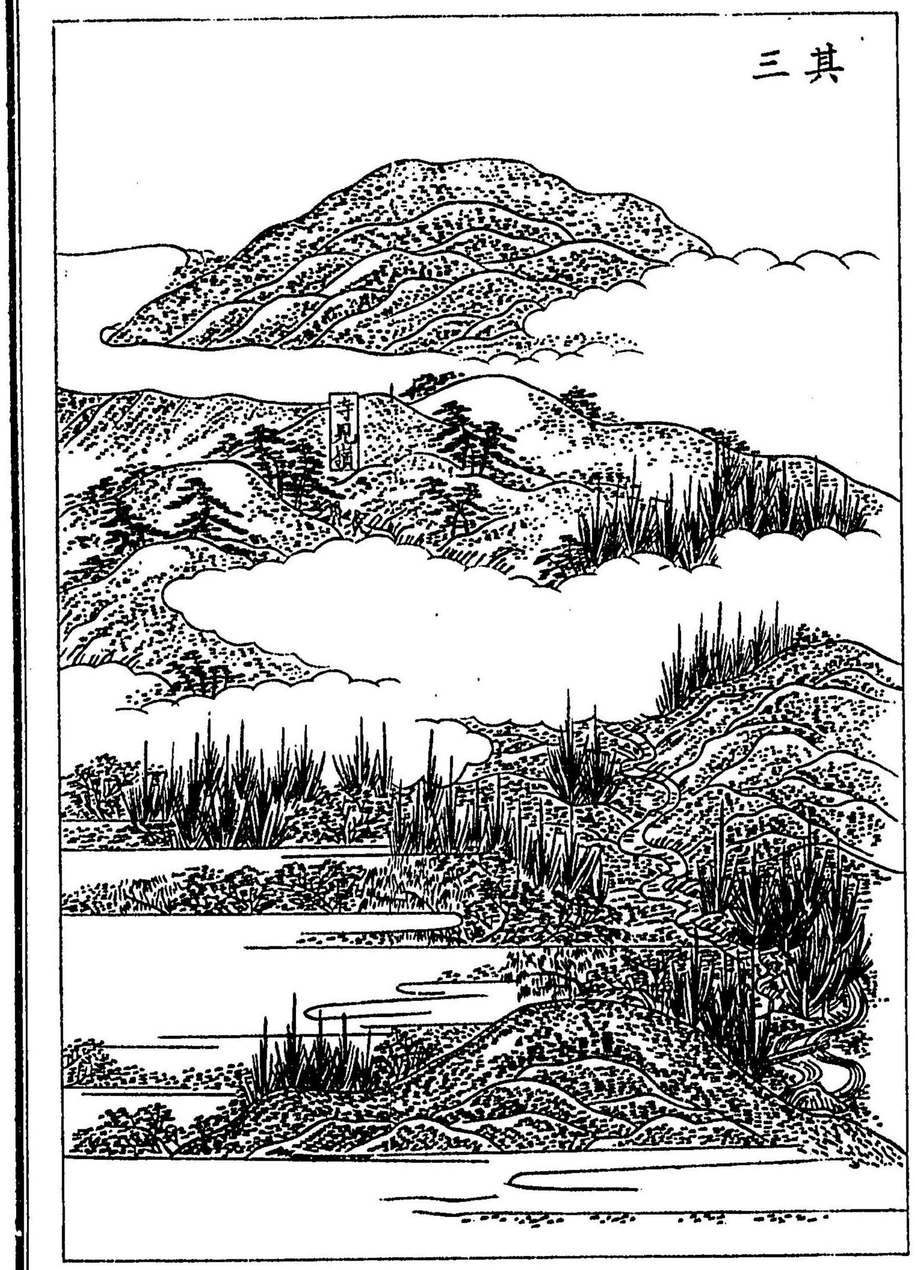
其三
寺見湖

山に於て、觀音大士の指示を蒙り、歸朝の後、此山に來り、石率都婆を拜し（石率都婆の狀は、山下條に詳なり。）、山の巔に一祠を建立し、熊野三所權現を勸請し、端山寺を創建す、此山に詣て、石率都婆を拜する者は、無始の罪障を消滅し、頓に菩提の果を證す、是に因て古來六十六州納經の所たりと云々、當社の祭神、上文の二說同じからず、今唯本地の三佛像と、寬正年中に掛る鰐口の文とを見る而已なれば、詳なることを知るべからず、然れども熊野權現の本地は、卽彌陀、藥師、觀音の三尊なるに、當社其三尊なるを以てみれば、祭神熊野三所權現たるの現證と謂ふべし、況や別當寺の開山榮西禪師なるをや、例祭三月酉日、九月二日、社司出石氏、別當端山寺といふ、當社は大河平村の人家を距ること三里許、深山の內にありて、山路險絕なること、一々述べからず、屑岡を踰に、林野を過て、行こと一里許、花表

谷に至る、一花表を立、是より複嶺疊峯を登陟し、深林幽壑を經歷すること、幾を知らず、澗水に獨木橋を架すること二ヶ所あり、行こと一里二十町許にして、寺見嶺に至る、此嶺より北三町許に、大壑を隔て、當社の別當寺を望み見る、故に其名を得たり、遙に寺人を呼ば、寺より答へ、其聲互に相聞ゆ、每に寺人此嶺より呼ぶを聞て、客あるを知り、卽ち飯糲を設く、其客至る比ほひ飯糲既に成るとかや、此嶺より又壑底に下り、澗水を渡ること許多にして、獨木橋を架すること亦二ヶ所あり、其路紆曲盤折して、後山上に登り、行こと半里許にして、本社に至る、社前一町許に花表を立つ、此地衆嶂圍繞し、澗壑廻合し、北の方は肥後州求麻郡に界を分ち、大壑あり、求麻の群山雲際に相連りて、幾千里を知るべからず、故に四面の萬山嵐翠靄然として、晴天白日と云ども、雲氣常に衣を濕す、一

社一寺の外は、猿鳥のみにして、實に塵外の幽境なり、當社は一大巖の上に建立す、社殿東に向ふ、此嵓上頗る平廣にして、東西十五間、南北十間、高さ十間許、嵓上は大にして、下は小し、是を權現嵓といふ、社前に谷あり、橋を架す、參詣の徒、必ず權現嵓を右旋す、廻旋すれば祈願を滿といふ、橋南の下より、廻旋の路あり、右旋して狗留孫佛誕生窟中（下條に詳なり）を過ぎ、橋北の下に出づ、周旋凡そ一町許なるべし、是を俗に中御腰廻といふ、

○權現嵓　前文に見ゆ、

○中御腰廻り　前文に見ゆ、

○狗留孫佛誕生窟　本社の東二十間餘にあり、太古此佛誕生せし所といふ、嵓窟の內、空洞にして、南北に通ず、洞の空所方八九尺、長さ五六間、洞中は所謂中御腰廻をなす者の通路なり、窟內石溜ありて、常に點滴す、其水嵓凹に瀦る、其狀石盤の如し、圍二尺許、深さ四五寸、水味少し鹹し、潮汐の進退に符して增減を成す、增時は深さ二三寸、減ずる時は僅に二三分、亦嵓に搨着て白し、遠く望ば花の如し、妊婦安產を禱るに靈驗ありとて、或は白搨を採り、或は此水を布片に濕し、竹筒に滴へ、拜受して齎し歸り、是を服するに、必ず安產するとかや、

○狗留孫巖　本社の東一町餘にあり、其全體一大石巖にして、深壑の底より屹立し、空中に聳ゆ、其高さ幾百仞を知べからず、其東北東南は、共に絕崖にして、深壑に臨む、其西の一面のみ、本社へ連壤せり、（凡連壤の三十間許、橫幅十間許、）前文の權現嵓とは、大體は一なりと云ども、權現嵓は嵓勢稍高く、西は橋下の谷より、東は誕生窟を限て、名を分つ、狗留孫嵓は、率都婆觀音の雙飛岩を主として呼べる大嵓の總名なり、此大嵓廻旋の路あり、周

廻凡そ四町十二間とす、巖上樹木欝然たり、巖上の西北端に雙飛岩あり、相並て直立す、其一は高さ十五尋、率都婆石といふ、其一は十尋、觀音石といふ、其圍七尺餘、二石共に同じ、榮西禪師率都婆石を拜すとは、即此石なり、（別當寺の說に、此二石、太古は高さ共に齊しかりしに、觀音石の上頭は折れたりといふ、土人の說に、此石頭は、神力を以て飛て立石權現となるといへり、立石權現は下條に見ゆ、）大嵓下の壑甚深くして、壑底に生ずる樹木の梢を僅に辨ずべし、又其壑の濶さ殆んど一里なるべし、隔壑の地は、即ち求麻白髮嶽の連山にして、大壑の間は、常に雲霧を帶ぶ、東北の壑底には、狗留孫川の上流相遶れり、さて此大巖の東北、絕崖半腹に耳嵓あり、微しく路の狀をなし、横に崖腹を繞る、參詣の徒、耳嵓の路を歷て、大嵓を廻旋一周すれは、祈願を成就すとて、苦行する者多し、是を俗に、外御腰廻といふ、惡心の者は全く廻旋を得ずとかや、此外御腰廻りをなすには、必

す右旋を式とす、先權現社後橋南の下より、東向して路あり、谷を下り樹根の嵓路を上下して、行こと二十六間許にして、針耳嵓に至る、嵓洞の內を過く、（此嵓洞、高さ二間、横一尺三寸、長さ八尺許、）行こと十間許にして、右に折れ、南に一路を分つ、狗留孫佛誕生窟に通ず、窟口まて七八間、前に所謂中御腰廻の路とす、外御腰廻の路は、東に向へり、是より路の左は深壑に俯す、行こと三十間許にして、足夾石に至る、（中御腰廻路口より、足夾石までの間、大杉樹二株二ヶ所にあり、又古塔二所の杉下にあり、其一所の石塔は二ツ、其一所の石塔は一ツ、由緒詳かならず、）此嵓路狹險にして、曲折すること一間許、纔に足を通ず、故に足夾石の名あり、（足夾石、高さ三尺、隘路濶さ三寸、長さ一間許、）是を過れば、路嵓左は崖に傍ひ、益險なり、五十間許にして、裂嵓に至る、其嵓高さ一丈二尺、中間少し破裂す、古藤垂る、是を擧て登る、行こと五間許にして、率都婆嵓、觀音嵓の間に至る、雙飛嵓の中間、長二間許、甚狹隘にして、廣

さ八寸許、纔に身を通ずべし、是を過れば、嵓端に八尺の梯子を架す、五級を設く、梯子の下は、崖腹耳嵓の路口とす、雙飛嵓より藤葛垂下る、是を把て梯子を下る、梯子の下に一穴あり、深さ測るべからず、往昔廻國の一行者、險路を輕謾せしが、誤り墜て死すといふ、（梯子耳嵓の端に、古石塔凡そ五ツありて、相連る、其一は、廻國者の墓にて、俗に六部冢と呼ぶ、其餘は、寶篋印塔の類なりといふ、）耳嵓の端に、三大樹あり、其根外面に盤連して堆（クツタカ）く、棧の如し、（其樹二株は、栂樹にして、其一株は、赤松とす、赤松は九尺圍ありとぞ、）樹根に倚て下し窺へば、數百丈の絶崖にして、心悸（ヅハ）き目眩す、此所より北は斷壁にして路なし、南へ耳嵓の細路横に通ず、其路口四五間許を過れば、次第に小し、是より南は路殆んと絶ゆること三間許、只嵓稜（イハカド）の濶さ七八寸のみ接連して、足を容るにたらず、手は絶壁に緣ひ、足は嵓稜を踏み、纔に過ることを得るべく、危險特に甚し、絶壁身に摩せられて光ありといふ、

是を過れば、嵓稜を斜に陟ること五六間、其南嵓形直立すること六尺許、嵓上より三葉躑躅樹倒生し、且藤蔓垂る、藤を攀ち樹に上り、身を轉して耳嵓の路に跳り入る、耳嵓の上は、大栂樹生じ、其根崖端に盤連し、路の廣さ一尺許にして、稍安し、梯子下の耳嵓路口より、躑躅樹に至て、斷壁數百仞の間、一樹木なく、直下に深壑を俯視するのみ、行こと十間許にして、不動窟に至る、此窟口にて、路左の絶壁盡るなり、窟の空所、高さ二尺、横三尺、長さ二間許、是を過るには、先俯臥し、兩手を運ひて身を進むべし、窟を出れば、左右山林にて、路平安なり、行こと二町四十間餘にして、狗留孫佛誕生窟口に至る、右に折れ北に一路を分て窟中に通ず、窟口まで三四間、所謂中御腰廻の路なり、外御腰廻の路は、西に向ひ、行こと二十七間許にして、權現社後橋北の下に至る、是を外御腰廻り、右旋一周とす、

凡外御腰廻をなす者、崖路を過る時は、いかなる豪氣膽量の人といへども、皆一心純實になりて、心悸し目眩し、足心酸澁せざる者なし、殊に絕崖の路絕たる所に至ては、手足の運動を施すべきなきが如し、只一氣貫通の力らにて、過ることを得るとなり、

○率都婆石　前文に見ゆ、

○觀音石　前文に見ゆ、

○外御腰廻　前文に見ゆ、

○狗留孫山多寶院端山寺

狗留孫社の別當なり、本府大乘院の管下にして、眞言宗なり、本尊彌陀、藥師、觀音、開山千光國師なり、國師葉上僧正と號す、諱は榮西、備中州吉備津の人、俗姓は賀陽氏、薩摩國司貞政の曾孫なり、初め天台宗を學ぶ、其後宋國に渡海し、臨濟禪宗を傳て歸朝し、京都建仁寺の住持となる、本朝に禪宗の行はるは、榮西を始とす、榮西の行狀、元亨釋書、本朝高僧傳等に詳なり、榮西の當山を開闢せし年月は、詳びらかならず、由緒前條に見にたり、其後廢せしを、應永七年、密宗の徒尊海上人、再興して、是より眞言宗となる、　松齡公特に敬禮し玉ひ、親筆の御願文一通を藏られ、今に是を傳ふ、　慈眼公の時、慶長十六年、本社及末社華表に至り、悉く新建せらる、其後屢修補を加へらる、當邑杉水流村に里坊あり、是當寺は深山の中にありて、常に居住しがたき故に、本社祭祀等の時、山寺に往き、平日は里坊に住す、山寺には、寺僧を居らしむ、當寺は山氣清冷にして、雲霧常に深し、故に寺居の徒、平日燒酒を製して、是を飲む、然らざれば必す病を生ずといふ、本社祭祀の日は、眞幸並に球麻人、前夜より參詣の徒甚多し、寺内に客屋といへる所

あり、薩摩座、球麻座の號を分つ、各座に群聚して、終夜眠らず、音曲を奏して、歡娛せりとぞ、此山中平地なき故に、寺宇名嵓の高低に隨て、結搆をなす、其西は澗に傍ひ、北は絕崖に臨み、大壑を下視す、寺中には、山泉を竹竿にて取る、冬は氷合して泉通ぜず、雪水を用ゆといふ、

○都率杉　端山寺二王門の北、一町許にあり、土俗の傳へに、往昔北原の一兒童、端山寺に寓居して、書を習ひしが、此時北原氏の徒戮せらるゝ聞にあり、寺僧彼一兒童を携へて、球麻に逃んとて、寺を去りしに、遺忘の物ありて、彼兒童を還せしに、命數の盡しにや、適大河平氏が兵來て、此所に殺さるといへり、石を聚て墓とし、墓上に大杉樹あり、是を都率杉と呼ぶ、

○金毘羅祠　本社の巳午方八町許にあり、本社の前より、右に折れ路あり、一嵓巒特に起り、峻絕にして、其頂上に平地あ

りて、方十步許なるべし、其頂上に此祠を建つ、世に天狗宮といふ、天狗の栖止せる所なりとて、土人恐怖せり、申時後は參詣の人を禁ず、また女人參詣を禁ず、禁を侵せば、災殃ありとかや、祭祀十一月八日、祠傳に云、往古葉上僧正榮西、率都婆石を拜せんとて、山中に尋入る、此所に至て、憩ひけるに、一老翁來りて、其志願の深切なるを稱じ、率都婆石を指示して曰、師の所願既に遂ば、此山に熊野權現を勸請し、伽藍を建立すべし、身は是讃州金毘羅の者なりとて去れり、榮西是を異とし、其言に從ひ、權現祠及ひ寺院を建立し、また此所に金毘羅祠を造營せりといへり、

一宮香取大明神社（地頭館より申、方、二十二町餘、）　今西村にあり、祭神齋主命、神体木像、社記に、白鳳七年二月、大職冠鎌足公の命にて勸請す、當社は上世よりの敬禮一ならず、　二條天皇應保二年、

一宮香取神社

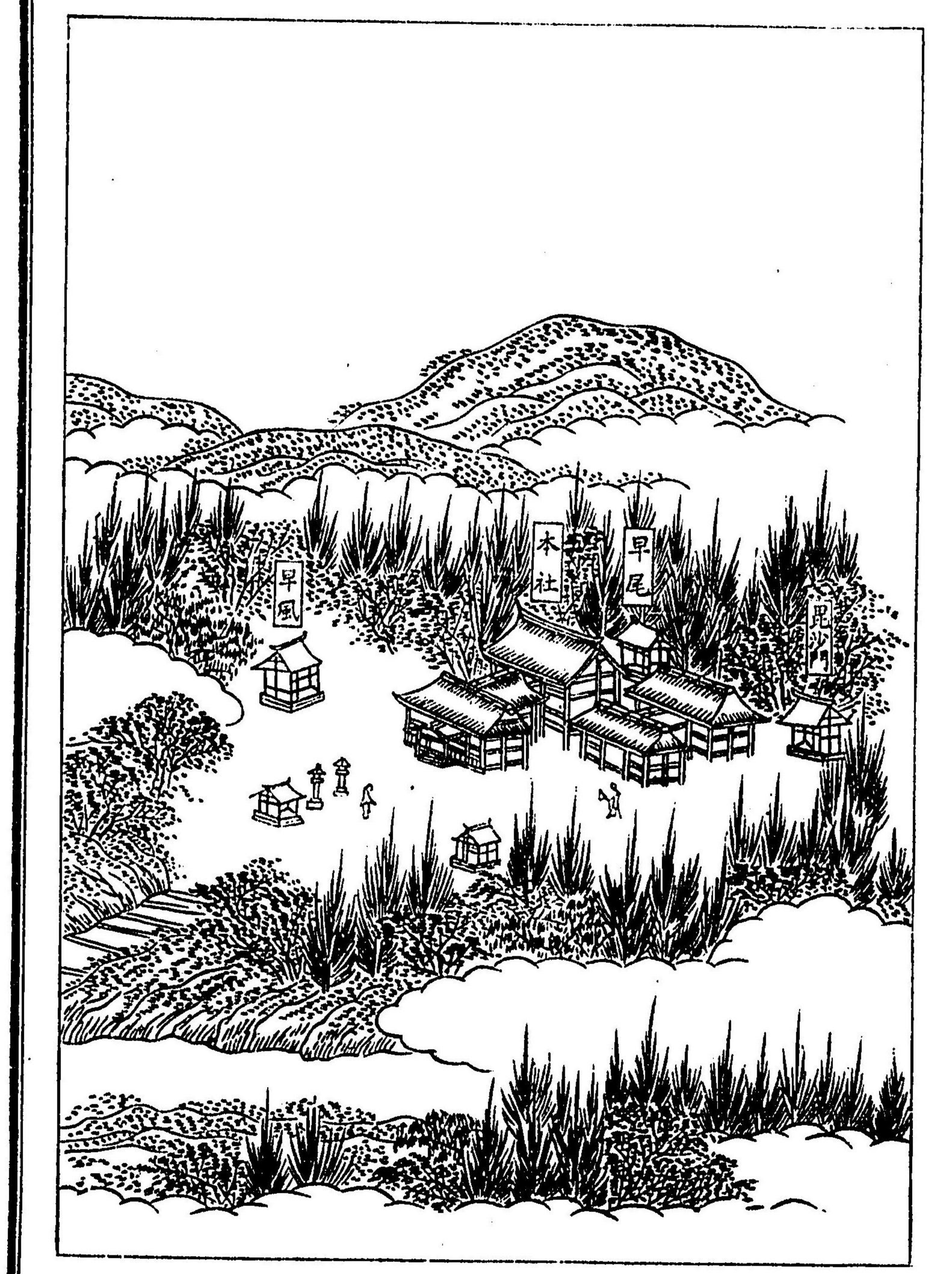

後花園天皇永享二年、並に大般若經一部を御寄進あり、松齢公當邑に移り玉ひし後、屢崇敬を加へ、飯野城内に勸請し、怨敵退治の祈願をなし玉ふ、天正中、日向の地方、都て平定せしかば、御祈願成就せりとて、社殿を新建し、神領十三町を付與し、且大般若一部を寄進せらる、栗野へ移り玉へる時、城内より舊地へ遷宮なり、其後神領は官に収入る、祭祀二月初卯日、九月九日、社司黒木氏、別當愛染院といふ、當邑の宗廟なり、

○天之宮（地頭館より午一里二町、）　正原村にあり、此地に社山あり、周廻三四町にして、石嵓堆積す、松竹鬱然たり、山中に一嵓石ありて、是を神體とす、別に祠廟を設けす、一宮齋主命の常に神靈を留めし所なりとて、是を天宮といふ、二月初卯日、打植祭には、神馬を引て、天宮に至り、祭式をなし、其祭畢て、神馬を引き、香取社へ至り、又祭式あり、是馬を迎に遣し、香取神を馬に騎せ奉て、本社に至る意なりとぞ、天宮は香取本社より辰巳の間、三十町餘にあり、山下清水湧出して、水田に灌漑す、

横峯八幡祠（地頭館より辰方、十四町餘、）　島津大太郎久林、加久藤德滿城より遁れ去りし時、此所にて馬より墜ちて卒す、因て其靈を祭るといふ、祭祀三月十五日、　松齢公再興の梁文を藏む、磨滅して、其年月を辨ぜず、祠吏黒木氏、座主修驗宮原氏、

大戸諏方神社（地頭館より酉方、二十町、）　大明司村にあり、祭神常の如し、（神体金像、座像、）　天正三年、　慈眼公加久藤城に御誕生あり、是時加久藤城は、大明司村の内に屬し、且諏方社は、　御當家擁護の神なる故、彼是以て生土神と仰き、特に崇敬を加へらる、例祭には、

公親ら參詣し給ひ、流鏑馬を興行ありしといふ、　松齢公の時、大明司村の田十三町を喜捨し玉ふ、其後官に收入す、天

正十八年、公栗野へ移玉ひし時、神領三十石を支給し、永祿七年、公又新城山延壽院を創建し、盛憲法印を開山として、當社の別當となし玉ひける、かくて慶長年中、慈眼公の命にて、其寺は廢府大乘院坊中に移すといへども、當社の別當たること故の如し、關ヶ原の役後、慶長七年、慈眼公御上京の時、御誓願ありて、神領二十石を增し玉ひ、舊領を併せて、五十石となれり、祭七月廿七日、社司黑木氏、

金丸諏方神社（地頭館より戌卯方、十町餘、）杉水流村にあり、（古來開發を禁ず、）永祿年中、松齡公當邑御在城の時、勸請し玉ふといふ、祭祀七月廿七日、社司出石氏、

立石權現（地頭館より戌亥の間、十八町、）原田村にあり、一飛嵩原野に聳え立つ、高さ四五尋、橫幅八尺、遠く望見るべし、是を神體とす、祭祀九月廿日、管轄修驗井尻氏、土俗の說に、狗留孫山、率都婆石、觀音石は、太古其高さ共に齊かりしに、觀音石は、其頭折れて稍短し、是神力にて、此に飛來て立つ、此石は觀音石の頭なりといへり、

神社合記　御城荒神社　原田村にあり、祭神、荒神、妙見、水天の三體なり、松齡公飯野城に移り玉ひし時、創建せらる、△中島六所權現祠、原田村にあり、永祿年中、松齡公飯野御在城の時、白鳥六所權現を近地へ勸請し、親から參詣に便りし玉ふといふ、祭祀十一月初酉日、△飯留大明神社　原田村にあり、舊飯野城下にありしを、松齡公城山の內に移さるといふ、土俗の傳に、飯野といふは、此神號の飯字を取て名つけしといへり、△稻荷大明神社　原田村にあり、永祿年中、松齡公御勸請にて毎に參詣し玉へるとぞ、△天滿天神社　原田村にあり、勸請の由緒、前條稻荷社に同し、△兜

率大明神社、原田村にあり、北原氏勸請すといふ、

佛寺

兜率山長善寺（地頭館より寅方、七町、）原田村にあり、能登州總時寺の管下にして、曹洞宗なり、本尊彌勒菩薩（座像、古佛、）開山明窓妙光和尚、妙光は總持寺五院如意庵開山實峰和尚の法嗣なり、（應永二十二年、六月示寂、行業記あり、今畧す、）故に當寺は、實峰派の小本寺たり、往昔眞幸院領主北原周防守範兼、一日當邑出水觀音に參詣して、宮原村を歷しに、其時明窓和尚、六部市といふ所に、庵を結て住せしかば、其庵に過て是を見る、卽席和歌を裁して、

明窓と名乘らずともの善知識
身を吹にこそ人は秋風

明窓の答へに、

西東南の風にはなされて

北原ばかりたのむ明窓

といひしかば、其因緣により、師弟の誓約をなし、明窓を招請し、七堂伽藍を創建し、長善寺と號し、香火田百町を付與す、實に應永三年、丙子の歲なり、是よりして、門風甚た隆に、道德日に增し、門末の寺院も五十餘箇寺に及び、總持寺の輪番寺となる、又當寺も總持寺の規製に倣ひ、開山の法式に隨ひて、其示寂以後、南天派、（南天は、塔中清涼院の開山僧、此寺今廢址、長善寺境內の西にあり、）義芳派、（義芳は、當郡吉田昌明寺の開山僧、）璣舜派、（璣舜は、加久藤德泉寺の開山僧、）大鏡派、（大鏡は、馬關田大圓寺の開山僧、）梵芳派、（梵芳は、塔中宗江院の開山僧、）の五派門中より、輪番の寺たりしに、永祿中、北原滅て後、寺も廢せしを、松齡公田祿四百石を支給して、再興し玉ふ、天正中、寺社領毀破の時、寺領乏しくなりて、獨住に定めらる、文祿元年壬辰十月、喜雲全慶和尚を以て住持たらしめて、中興とす、又寛永以來、總持寺の輪番を、飫肥

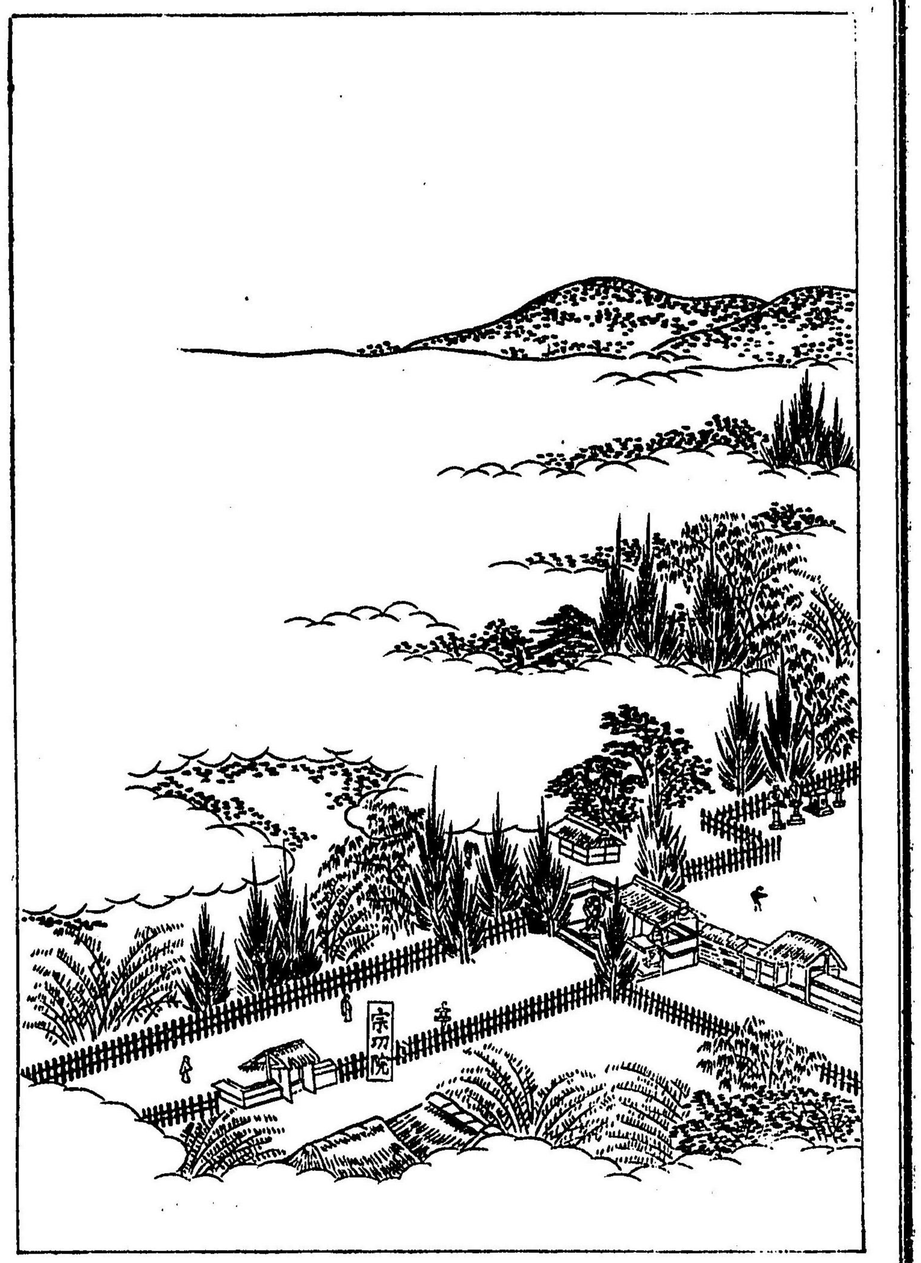
宗功院

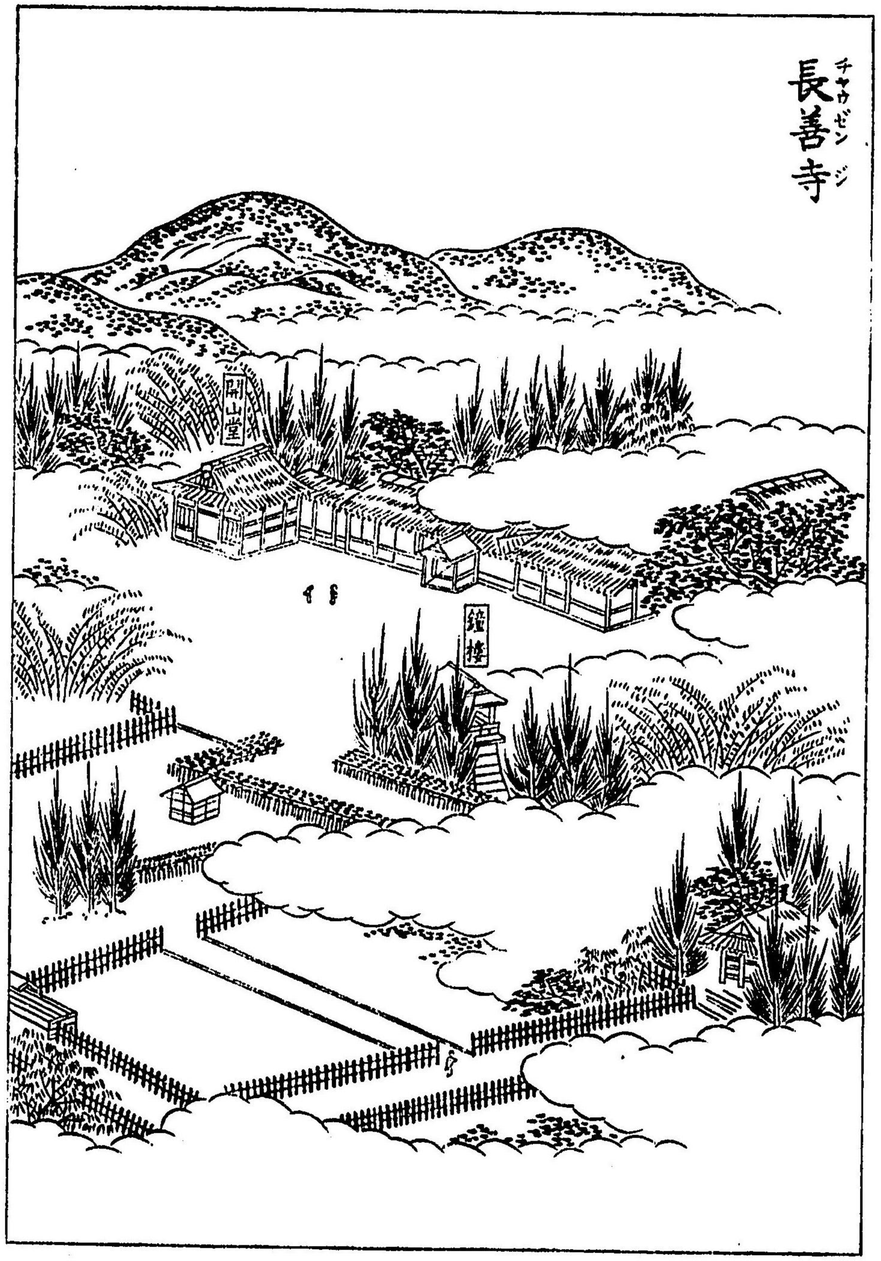
長善寺（チヤウゼンジ）
開山堂
鐘樓

長持寺に讓るといふ、（長持寺は、長善寺三世義芳和尚開基にて、其時當寺の末なり、）文祿三年、及び慶長十七年、火災ありて、寺殿什物共に灰燼となり、舊記を失ふといへり、寺内の半鐘に、應永七年の銘あり、當邑の菩提所なり、

春日山不動寺愛染院（地頭館より子方、十町、）　原田村にあり、本府大乘院の管下にして、眞言宗なり、本尊不動明王、開山賴源和尚、（遷化年月傳はらず、）創建の由緒詳ならず、當邑の祈願所なり、

幻生寺（地頭館より亥方、三町許、）　原田村にあり、當邑長善寺の末にて、曹洞宗なり、本尊文殊菩薩、當寺は、松齡公の長子、鶴壽丸君の菩提所にて、天正年中に創建せらる、（法名を涼山幻生といふ、葬所は、加久藤不動寺なり、）

稻荷山西方寺保壽院（地頭館より未方、三町、）　原田村にあり本府大乘院の管下にして、眞言宗なり、本尊阿彌陀如來、（秘佛、）開山眞照法印、（遷化年月傳はらず、）元和年中創建なり、本尊彌陀の像は、松齡公の前夫人、相良氏（球麻相良侯の女、俗に邊川御前といふ、）の肖像なりといふ、

月照山宗江院（地頭館より寅卯方、七町、）　原田村にあり、當邑長善寺の末にして、曹洞宗なり、本尊阿彌陀、藥師、觀音、開山梵芳和尚、當寺は松齡公の第四子、萬千代丸の菩提所なり、（天正十六年、九歲にして、和泉國堺津に天す、法名を湖月宗江といふ、）舊は龍昌院と號せしに、其靈牌を安置するに因て、今の寺號に改む、

成就軒（地頭館より巳方、五町、）　原田村にあり、當邑長善寺の末にして、曹洞宗なり、本尊藥師如來、開山豫山守脫和尚、松齡公眞幸院に鎭し給ひし時、多年の間、力を盡され、遂に伊東氏を平定し給ひて、御誓願成就なされし故、當寺を創建し玉ひて、寺號も成就軒と名つけ玉ふ、今長善寺の退隱所なり、

出水觀音閣（地頭館より午方、一里半、）　正原（ヾヤハル）村、出水にあり、一岡阜の下に、清泉湧出して、水勢特に壯なり、其水一段許の地に瀦り滿つ、天

幻生寺

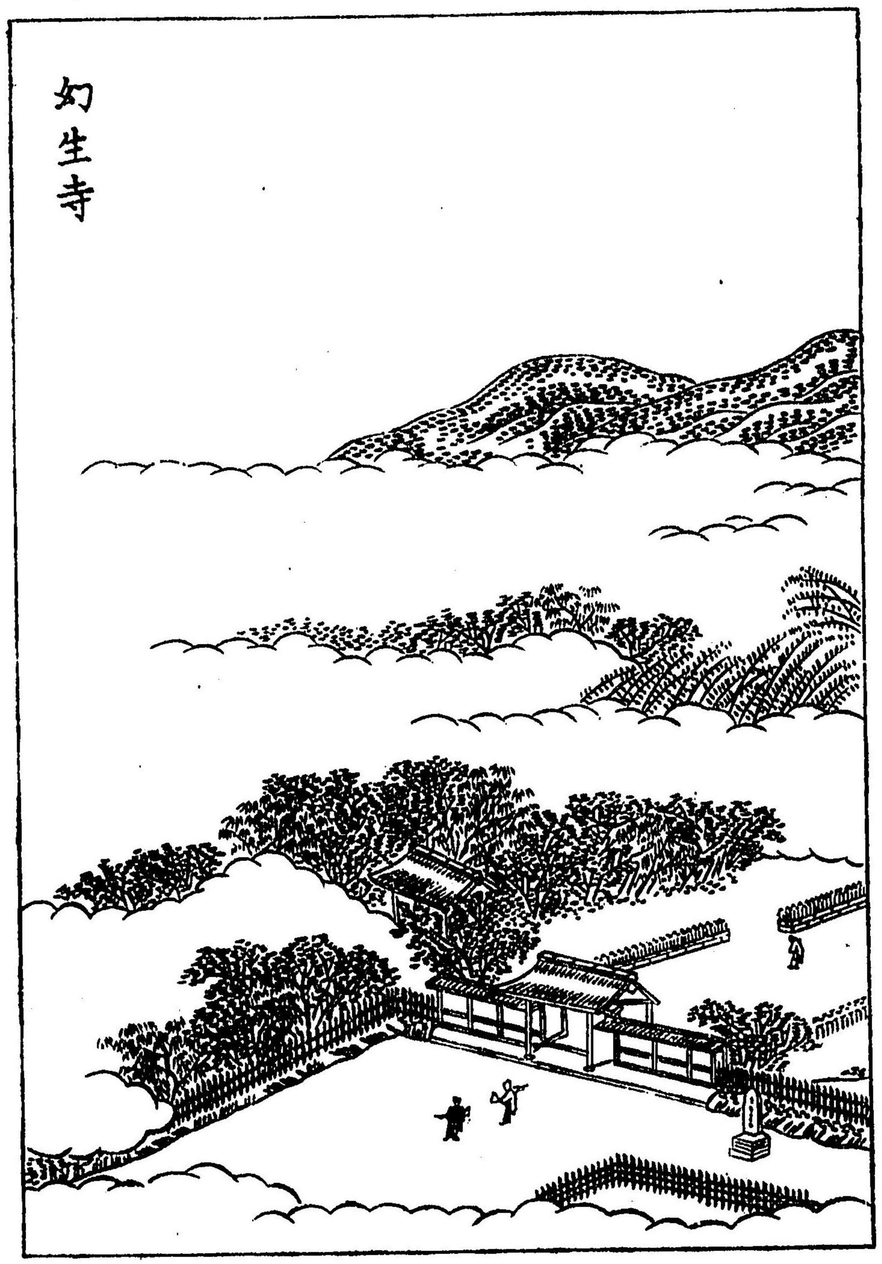

出水觀音閣（デミツクワンヲン）

然の池流となる、池流の内、奇嵓怪石、大小高低、星羅棋布して、其間廣きは五六歩、狹きは一歩に盈たずして、百狀なり、流水其間に平浸す、水色清澄にして、底に徹す、景致清絶なり、下流は水田に注ぐ、故に土人出水を以て地名に呼ぶ、池を距ること二間許、西の巖上に茅閣あり、聖觀音（古作、座像、長一尺三寸、）を安置す、建立の年月傳はらず、往昔は此地に佛寺ありしに、廢すること既に久し、今寺地の蹟のみ殘れり、土人の傳へに、往昔北原氏特に此大士を敬仰せしといふ、應永中、北原範兼出水に參詣せし事、舊記に見にたれば、其久しきを知るべし、此大士靈應炳然なりとて、遠近の人參詣する者絶にず、本府より此地に行役する徒、石池の勝を聞て、來り賞ずる者亦多しとぞ、

舊跡

飯野城（地圖館より西方、三町、）

原田村にあり、龜箇城、又鶴龜城といふ、本丸、二之丸、三之丸等の名を分つ、山形斗絕にして、壕塹深く、天險の城地なりといふ、山上今は陸田となる、往昔眞幸院の領主は、皆當城を治所とせり、眞幸院は、上古より隼人氏と祖を同ふせし、日下部氏の族裔等、代々郡司たりし所なり、　得佛公封に就き玉ひし比は、眞幸十郎重兼といへる者、居城せしとぞ、重兼より第六世左衛門三郎貞房までは、系譜に見ゆ、貞房は、　道鑑公の時なりといへり、北原氏此に代て、眞幸院を領ず、北原氏は、肝屬氏別族なり、古城志に、太郎延兼といふ者、北原又は其族元祖北原と稱し、眞幸は、肝屬氏の元祖と稱し、眞幸院を領し、世々飯野に居城す、貞房が長男、兼貞が見たり、兼貞が次男、兼幸より第五世、周防守範兼、應永三年、釋明聰を招請して、長善寺を飯野に寄進せしに、水田二段を寄附す、同年、五年、馬關田三之宮に、田百町を寄附す、同年、五年、馬關田三之宮に、水田二段を寄進せし事見えて、多く範兼より眞幸に居たる事跡、見えたり、然れば始は其族にすぜとなるべし、舊記に、肝屬氏の元祖と、北原と、分居して、氏兵衛佐兼幸を、北原氏の元祖と稱し、眞幸は、肝屬が譜に、眞幸院を領し、世々飯野に居城す、貞房が長男、兼貞が見たり、兼貞が次男、兼幸より第五世、周防守範兼、應永三年、釋明聰を招請して、長善寺を飯野に寄進せしに、水田二段を寄附す、同年、五年、馬關田三之宮に、水田二段を寄進せし事見えて、多く範兼より眞幸に居たる事跡、見えたり、然れば始は其族にすぜとなるべし、舊記に、肝屬氏の元祖と稱し、眞幸は、肝屬が譜に、眞幸院を領し、世々飯野に居城す、貞房が長男、兼貞が見たり、兼貞が次男、兼幸より第五世、周防守範兼、應永三年、釋明聰を招請して、長善寺を飯野に寄進せしに、水田二段を寄附す、同年、五年、馬關田三之宮に、水田二段を寄進せし事見えて、多く範兼より眞幸に居たる事跡、見えたり、

黨し、相良祐賴と、加久藤德滿城に於て事を論じ、終に鬪て共に死す、因て其子周防守久兼、悔て　恕翁公に降る、　公、久兼に眞幸院を賜ふ、故の如し、眞幸院及び栗野野尻等を併せ領し、世々降叛一ならず、久兼が孫長門守貴兼、三子を生ず、寬兼又五郎、兼門又七郎、兼珍民部少輔といふ、寬兼、兼門、皆先だちて死す、兼門子あり、中務少輔茂兼といふ、貴兼死して、茂兼承重す、叔父兼珍自立して後となり、眞幸を領す、二世に傳て、又八郎兼守に至る、兼守伊東義祐の女を娶る、子なし、永祿五年、兼守三山城（三山は、今の小林、下是に倣へ、）に死す、家臣謀て、宗人民部少輔茂兼を立んとす、義祐是を聞て、兼守が寡婦を取て、家臣馬關田右衛門佐（馬關田氏の事見ゆ、）に嫁し、茂兼を殺し、眞幸院及び栗野橫川を取る、高原高崎地頭白坂下總介、踊城主白坂佐渡介、難を避て、　公室に歸す、茂兼が孫又太郎兼親は、球磨に出奔し、相良氏に依る、（一說、兼親は、祖父の時より、球磨に出奔すとあり、）其外諸臣、日向或は球磨に出奔する者多く、邑內亂る、　大中公是を聞て、兼親を球磨より召て、北原氏が後とす、叛徒を討て是を平らぐ、是歲五月、兼親飯野城に入る、於是眞幸復北原氏邑となる、我軍と相良氏が兵と、俱に當城を戍る、七年、兼親が伯父左兵衛尉、吉松城に在て叛を謀る、事發覺して出奔す、　大中公、兼親が孤立し、眞幸を有つことあたはざるを慮り、兼親を伊集院神殿村に移す、廼ち　松齡公をして、眞幸院を領ぜしめて、伊東氏に備ふ、十一月、　松齡公當城に移て治所とす、元龜三年、　公、伊東氏諸將と、木崎原に戰て、大に是を破る、事は後章に詳なり、天正十年正月、球磨の臣、蓑田信濃守、高橋駿河守等、肥後國八代を貫明公に獻ず、　公八代を　松齡公に賜ふ、　公飯野より八代に移る、明年三月、是を辭して、飯野に歸る、（平田美濃守光宗、八代に移り治す、）

後に伊集院幸侃、八代に宰たり、十三年四月、貫明公命ありて、松齢公を
して守護代とし、復八代に移り領せしむ、此時九州大半歸降して、肥後以北を治めしむ、故に守護代を置す、松齢公諸軍に將として、肥
後國より、豐後國大友氏を討つ、島津中務家久は、諸軍に將として、日州より豐後に入る、十四年十月、
十五年三月、豐關白大軍を將るて我を侵す、五月、公日州よ
り飯野に歸る、關白に鶴田に謁す、十六年、公飯野を發して、
大坂に如き、關白に謁す、十七年、公に休暇を賜ふ、公飯野
に歸る、是年飯野より栗野に移る、永祿七年より、是に至て二
十六年、當城に治す、此後飯野に地頭を置かる、

○金田杉　原田村西原にあり、飯野城本丸より未方、一谷を
隔て相距ること一町許の岡にあり、元龜三年五月三日夜、伊
東氏が軍加久藤を襲ひし時、松齢公此岡に登り、加久藤を
望見給ひし所なり、其時胡床に倚給ひし蹟なりとて、杉樹を
植たり、金田は地名、土俗に是を御胡床の場と呼ぶ、

薩摩壘、地頭館より一里三十町に近し、　原田村にあり、

時、球磨相良氏侵寇の聞にありて、壘を搆へ、守兵を置るといふ、壘趾岡阜なり、俗に薩摩陣といふ、

大河平城、地頭館より一里半許、寅方、　大河平村にあり、昔時大河平氏是に居れり、山城にて、三面澗谷なり、大河平氏は、肥後國菊池氏第六代、肥後守隆直が長子孫次郎隆定の五男、八代五郎隆俊に出づといふ、隆俊が裔、飯野大河平に來り住し、某代に大河平と改む、隆俊より十三代の孫、越前守隆屋が時、北原氏我に歸降し、松齢公飯野に鎭し玉ふ、隆屋始て　公に謁し、臣たらんことを請ふ、公大河平を賜ひ、北境に藩屏たらしむ、是より大河平をもて家號とし、當城に居る、隆屋が孫太郎左衛門隆利が時、永祿年中、伊

東氏當城を攻む、隆利防戰して城を保つ、　松齡公城地の險ならざるを以て、永祿五年、別に新城を築て是を守らしむ、今城と號す、隆利卒して、弟九郎隆次嗣ぐ、永祿七年五月、伊東義祐復大兵を督し、枯松ヶ尾に營し、今城を攻む、一僧を使し、說て降らしむ、隆次從はず、告るに死守を以す、城遂に陷り、隆次（時に隆次十五歳、）及び家臣百餘人戰死し、家殆んど絕ゆ、敵兵死傷亦多し、其妻子等を擒て、彼地に歸る、初め隆屋が子隆充、一女子あり、（隆利が妹、）球麻士皆越六郎左衛門に嫁す、今城の陷りし時、伊東氏使者を球麻相良氏に遣す、其使者六郎左衛門の兄の宅に宿し、終夜密計を議して曰、伊東相良力を戮せて、飯野を攻ん、相良は大明司村に營し、伊東は田原に陣し、兩軍夾み攻めば、忠平勇なりと云ども、勝を得んこと必せりと、皆越が妻潛に是を聞て、狀を　松齡公に告ぐ、是に由て　公守兵を大明司山に置く、故に木崎原の戰に、相良兵を大明司に出すことあたはずして、伊東氏志を失ふといふ、其後皆越が妻、　松齡公に請て曰、閨家伊東が爲に死す、願くは妾婦女といへども、讐を報せんことを欲すと、　公甚其志を嘉して、球麻より飯野に召す、是歲球麻士皆越六郎左衛門をして、隆次が後を嗣しめ、大河平の地を賜ふ、六郎左衛門卽ち左衛門隆俊と改む、大河平舊城に居て、北境を守る、隆俊子なし、因て一族源太左衛門隆重が長子、治部少輔隆商を嗣とす、（越前守隆屋が第二子を、孫左衛門隆堅といふ、今城に戰死す、隆堅が長子孫次郎隆光、又今城に戰死す、源太左衛門隆重は、隆堅が第二子なり、今城陷りし時尙幼し、伊東が擒となりて、數年彼地にあり、松齡公是を聞き、商人をして其家の主人に金錢を與へて、隆重を請ひ、陳下に侍せしむ、時に年八歲なり、慶長五年、公朝鮮御歸朝の時、順天の海口の舟戰に、公甚危し、隆重等十人、敵船に登て戰死す、是に因てその恩に報すといふ、隆重　公全きを得玉へり、是）其子孫承襲し、今や其宅地、當城を距ること東南五町半許にありて、在番屋鋪といふ、在番屋

鋪に、映山紅甚た多し、通路の垣、及び庭砌藩籬假山等に、皆是を植ゆ、其最高なるは二間餘に及ぶ、此地の映山紅、他處の種類に比すれば、其花特に深紅にして、狀を異にす、三月花さける時は、錦山繡林となりて、池水相映じ、滿庭滿座、都て彩霞を蒸し、紅雲を簇し、人面より几席に至り、皆一紅色に變ずとかや、且江南竹林あり、其竹大さ圍二尺の者あり、江南竹隨地多しと云へども、かく大なるもの稀なり、故に此映山紅と江南竹、頗る名を著す、

○今城　大河平村にあり、大河平の舊城より、戌亥方、十一町に當り、狗留孫川に臨む、事蹟前文に併せ載す、永祿七年、伊東氏今城を陷るゝや、伊東氏、米良筑後守をして今城を守らしむ、其後伊東氏より球磨相良氏に與へしに、大中公相良氏守兵を撤るといふ、

○枯松ヶ尾　今城より、卯方に當り、狗留孫川を隔て、三町許にあり、

○映山紅　並江南竹　前文に見ゆ、

桶平壘（地頭館より午方、三十一町、）　原田村、白鳥山の麓にあり、一名は田原陣といふ、伊東義祐が舊址なり、永祿十一年、松齡公飯野より兵を發し、大中公に從て、大口菱刈氏を討つ、八月、伊東義祐其盧に乘じ、菱刈隆秋を助て、桶平に壘を築き、飯野加久藤を攻んとす、松齡公馬越より飯野に歸る、松齡公黒木播磨守、遠矢下總守、に命じて、當村木地原大道の橋下に兵を伏せしめ、輕卒を田原小原の上に馳驅して、鶉を逐はしむ、伊東が兵出て是を追ふ、黒木遠矢が伏兵忽起て、其後を遮り、擊て是を破る、敵遁れ走て桶平壘に入る、我軍一首狂歌を詠じ、竹に挿て田原に立つ、

伊東めが眞幸の陣は桶平に
飯野ほしさにおびのゆるさよ

明年五月、祁答院長野城（此城、甘木長野村にあり、松尾城といふ、）陷り、菱刈澁谷が勢衰へたるを見て、六月桶平の壘を燒て、三山に退く、壘址岡阜なり、

木崎原（地頭館より申方、一里餘、）池島村にあり、飯野城を距ること、西南一里餘、元龜三年壬申五月四日、松齢公大に伊東氏か軍を破り玉ひし所なり、時に伊東義祐大軍を三山に聚めて、飯野を謀る、義祐一族老臣を都於郡に會して、其謀を議す、衆曰、忠平勇略人に過ぐ、大兵を擧て是を襲はずんば、克ことあたはじ、義祐是に從ひ、其弟加賀守を使とし、救を球磨相良義陽に乞ふ、義陽是に應じ、日を剋して約を定む、於是義祐大に兵を發す、伊東加賀守、同右衛門、（義祐子、）第二同新次郎、（同第四子）落合源左衛門等を、步騎三千に將として、三山に會す、五月三日夜半、飯野城下宮原村（俗上江村と呼ぶ、故に記等或は上江と書す、）を過ぎ、加久藤を襲ふ、敵軍枚を銜む、故に飯野城中是を知る者なし、敵軍陣隊を二つに分ち、一軍は加賀守大將にて、木崎原の東、高岡の上に屯す、又一軍は、加久藤城を攻め、火を放て城下の民屋を燒く、加久藤城の鎗掛口に向ふ、山伏樺山淨慶坊、鎗掛に家す、其子二人と是を禦く、大に呼て衆兵の狀を示す、守將川上忠智、兵を率る出て擊つ、たま〳〵東方既に明て、伊東軍引き去る、（事は加久藤の條に詳也、）松齢公是夜飯野城に在て、日待をなし、徹夜眠らず、肥後民部少輔適、戸を開き、火光を視て、狀を公に告く、公西原の岡に登て、加久藤を望む、宮原死苦村の民藤元丹波、來り告て曰、今夜大軍宮原を經て、加久藤に赴く、必す伊東氏加久藤を襲ふならん、公卽ち城に歸り、諸軍を部署す、時に我軍凡

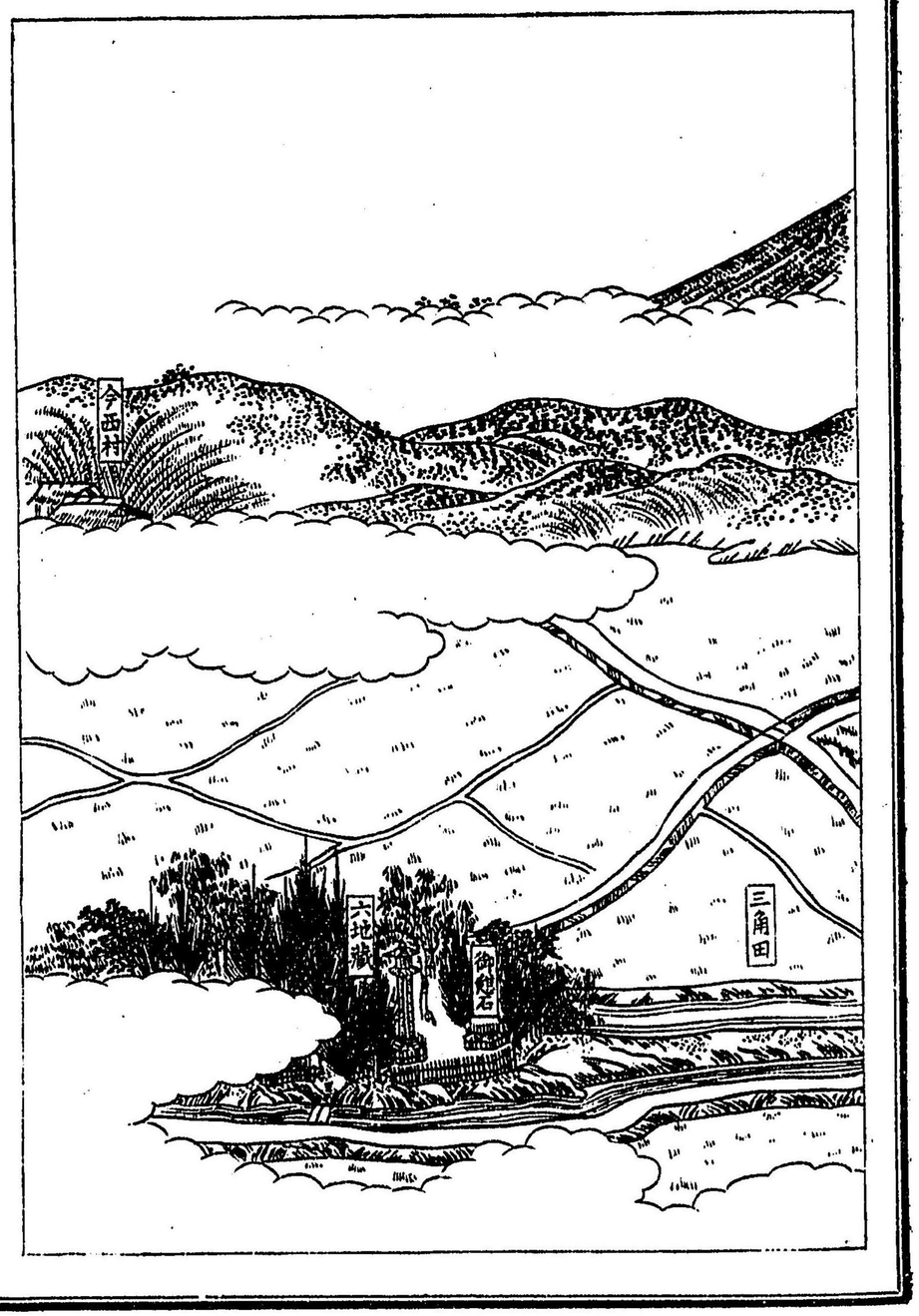
今西村
六地藏
御陵石
三角田

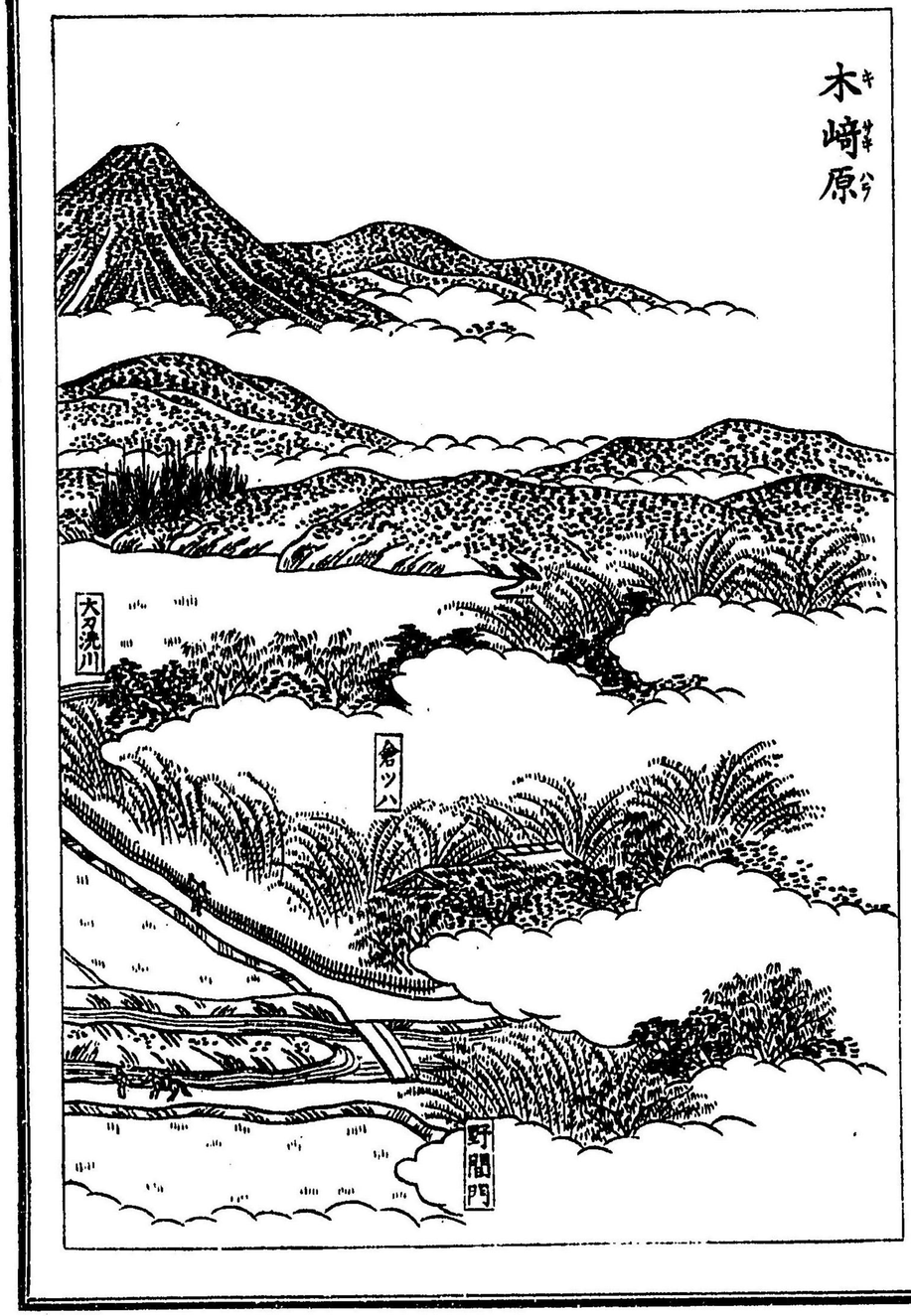
木崎原
大タ洗川
名ツハ
野間門

そ三百人許、一隊は遠矢下總守に六十人を率ゐしめて、大道より加久藤を援ふ、一隊は村尾源左衛門に五十人を督せしめ、本地原の古溝に伏す、（本地原は、前章桶平壘に見ゆると同所なり、木崎原の東に當る、）一隊は、五代勝左衛門に四十餘人を領せしめ、白鳥山麓野間門（此門木崎原の内なり、）の民家に伏し、敵の後を襲はしむ、又諏方山（大戸諏方社の山なり、）及び横尾八幡山等に於て益（マスマス）す旗幟を張て、疑兵をなす、有川雅樂亮（伊勢貞昌父、）を留て城を守らしむ、部署既に定る、公騎歩百三十餘を帥て、加久藤に向ふ、行々伊東軍の引き去れるを聞き、二八坂に在て、澤田八千に命じ、敵の虚實を視せしむ、八千歸て曰、敵兵多しといへども、皆疲勞す、進て戰ば、捷を得んこと必せり、　公是を然りとす、南の方木崎原に赴く、かくて伊東軍は、加久藤より退て、加賀守が木崎原の陣所に至る、加賀守曰、球麻の援兵來らず、且敵歸路を絶ち、白旗多く連る、又飯野、加久藤の間も、白旗多く列す、若時を移さば、衆兵に合撃せられ、戰必す危からん、因て速に白鳥山を踰に、高原の地方へ去るべしと、廼ち軍を收て白鳥山に登る、白鳥山寺の住持光嚴法印、僧侶寺戸男女三百餘人を集め、紙旗を建て、鐘皷を鳴らし、鬨を發し、敵を撃つ、敵軍大に驚き、山を下り、南木場に赴く、（南木場は、木崎原の辰巳、一里半許に當り、正原村に屬す、）白衣の軍數千人、道を遮る、廼ち還て木崎原に至る、　松齡公是を望見て、白地水流の水（此水は、狗留孫川にて、白地水流は、大明司村の内、田地の名なり、）を濟て進む、陣を布ていまた整はず、敵　公の孤軍深く入るを見て、伊東又次郎、落合源左衛門、前驅となりて、岡を下りて來り進む、兵勢甚鋭し、公の先隊、是が爲に、三角田邊まで却くこと數十百歩、　公親ら鎗鐵（イシヅキ）を把て、鎗頭を執鞚（ヤリモチ）夫に持せ、横に敗卒を留め、大に呼て進戰せしむ、時に久留伴五左衛門、遠矢下總、　公に告て曰、

我軍隊伍既に亂る、必死の敵に當りがたし、臣等先づ進んで戰はん、其間に軍を整へ、敵を破るべしと、言畢て敵に赴く、富永刑部、野田越中坊、鎌田大炊助、曾木播磨、共に進て力戰す、此間に　公隊伍を整へて奮ひ進む、衆殊に死鬪す、　公親ら敵將伊東新次郎と鎗を交へて刺殺す、又加久藤吉松の軍、來て進擊つ、敵軍敗走して、小木原（此原は、宮原村に屬す、木崎原より巳の方、五町許、）へ退く、初め鎌田尾張守は、小木原に出て、敵の横を擊つ、五代勝左衛門、野間門の民家より起て、敵の後を擊ち、加賀守を射殺す、四面夾み擊て、大に是を破り、伊東又次郎、落合源左衛門尉等、將長數十人を斬る、　公の飯野を發するや、火を擧て號とす、大口諸城に報す、新納忠元卽兵を督して來る、伊東軍の敗れ走るにあふて追擊す、伊東右衛門、伊東權之助等を斬る、敵悉く三山に向て走る、我軍北るを逐て粥持田（三山の地）に至る、（公粥持田にて、柚木崎丹後守、比田木玄齋を刺殺す、其事は小林の條に見ゆ、）是より三山城近き故に軍を收て、　公飯野に歸る、所獲の首五百餘級、此日球磨の兵五百餘人、加久藤彦山に至りしに、木崎原より白鳥山に至り、白旗相連るを望見る、因て大に驚て謂く、是薩州の大軍、飯野を救ふなりと、戰ずして遁れ去る、嚮に伊東軍の道を遮りし白衣の數千人は、其由て所來詳ならず、又蓋球磨兵所見の白旗は、白鷺の群るなり、是皆白鳥權現の顯靈神助なりといふ、　公有功を賞じ、藤元丹波に甲冑を賜ふ、初め盲僧菊一、（後眞盛と改む、細作となり、虛實を告げ、密策を施して功あり、因て宅地及ひ田祿を賜ふ、加久藤三德（院に群なり、）其餘行賞差あり、伊東氏は、此敗、良將勇將多く喪ひ、勢ひ衰て、數年ならず、遂に亡國に至る、木崎原の地形、今多くは水田となれり、

○二八坂　大明司村にあり、飯野城の申酉方、十九町許に當

る、加久藤城への通路にて、僅なる小坂なり、事は前文に見ゆ、

○三角田　並御憩石　木崎原にあり、田の形三角なる故、名を得たり、松齢公、伊東新次郎祐信を刺殺し給へる所なり、三角田西方十間許に、一箇の自然石あり、公、祐信を斬て後、此石に暫時憩ひ給ひしといふ、側に六地藏塔あり、御憩石と、六地藏との回周に、線垣を設く、

○横尾八幡山　原田村、小林境の近地にあり、一名は横峯といふ岡阜にて、南北に横はること二十町許、（飯野地方より岡上まで登路一は、岡町、小林地方より半町餘、即ち前章横峯八幡祠所在の山なの上は横十間ばかり、）り、木崎原の戰に、松齢公、老農夫十四人に白旗を持せ、富永万左衛門に是を督せしめ、衆兵の陣せるを示し、歸路を遮り し所なり、万左衛門爰に伏したりしに、敵兵多く逃來る、其身一人なる故、鎗頭に手巾を結び、後を顧み、詐て衆を靡ねぎ、大に呼て曰、伏兵起れと、敵兵驚き、岡を下り、大道に向て遁れ走りけるとぞ、其時は此岡の南端、小林への大道あり、（今是を橫尾道といふ、）又此南端の大道より、南の方、五町許に、立野といへる、小林地方の南へ通ずる僻路あり、伊東氏が敗兵、此二路に走るといふ、今小林への大道は、横尾の北端、狗留孫川に傍へり、是を新道といふ、横尾は、木崎原より辰方、三十町に近しとぞ、

○太刀洗川　三角田の東側に流る小溝なり、木崎原の合戰終て、軍兵血刀を此川にて洗ひし故、其名を得たり、平日水なし、夏四五月流水あり、

○首塚　今西村に屬す、三角田の巳方、四町許、道側にあり、伊東氏が軍兵の首を埋し所と云、土を封ず、高さ七尺許、往古冢の上に大杉ありしに、伐除きて今はなし、

○供養石塔　木崎原にあり、三角田を距ること、丑寅方一町

許なり、木崎原の戰場跡、人民牛馬往來する者、妖氣に中て、時々卒死せしかば、地頭伊集院肥前入道元巢、諸所より出家を集め、戰亡の供養を修し、其石塔を建つ、是より其怪漸く少しといふ、一に元巢冢といふ、

古城合記　金丸城　原田村にあり、△球磨壘　大明司村にあり、相良氏の故壘なりといふ、△宮之城　大明司村にあり、△掃部城　大明司村にあり、△上江城　宮原村にあり、△吉富陣　大河平村にあり、以上の城址、由緒詳ならず、△平城　大明司村にあり、松齢公の時、井尻神力坊をして守らしめし所なり、

物産

五穀類　粳米　本藩の内、眞幸院の土地は腴田にして、所産の粳米最上品とす、故に　邦君の糧には、特に眞幸院の所産を用ゆ、當邑の粳米も、其用に係る、

蔬菜類　蕨　薇　以上の二品、大なるもの小指の如し　香蕈　△丁蕈　△天花蕈　△松蕈

藥品類　柴胡　△白朮　△和人參　△紫根　△金銀花　△樟腦

花卉類　玉柏　方言万年艸といふ、狗留孫山中に産す、下同し、小野蘭山曰、此草を斷て乾枯し、後ち水に浸せば青色に挽回す、故に此名あり云々、　△どふたん躑躅　方言なり、漢名詳ならず、花ありて、後に葉を生ず、　△嵩躑躅　方言なり、深山幽谷の嵩上に生ず、冬十二月葉を生ぜずして、先淡紅花を開らく、　△瀨多尾梨　方言なり、春三月花を開く、鮮紅なり、海棠花に似て小し、盆に植て愛玩すべし、小き實を結ぶ、味酸し、

△姫鳶尾　方言なり、鳶尾の一種なりといふ、　△うつら

こ　方言なり、漢名詳ならず、小草にて、高さ五六寸、葉拇指の大さにして、白斑なり、一莖に五六葉あり、莖頭に花を着て、十二三花あり、黄白色にして、白毛あり、大略海蘭に似て小く、陰地に生ず、一種花の青色なる者あり、　△うちやう蘭、

樹木類　浮爛羅勒　本綱、厚朴の附錄に見にたり、蘭山曰、是を以て和のほうの木に充つ、其皮を以て、多は和厚朴とし、藥店に詐り賣ると云々、此木を刀鞘に用ゆ、甚だ脆き木なり、

△櫧 並 櫧實　△憩櫧 並 實　櫧子憩櫧子は、子を拾ひ、飯に和し食し、凶歳に利あり、且燒酒を製すべし、　△樅　△檜

△栂　△樟　△蚊子木　△桐　△樺　△椎實　多く産す、

土石類　瓦石　△硫黄　以上二品、霧島山に出つ、　△鐵沙

大河平村の野川邊に出づ、

飲食類　茶

飛禽類　蒼鶴　△白鶴　△雁　△鴨　凡そ本藩の地、平田の廣きは眞幸及び高山串良を最とす、故に以上の諸鳥の類多く聚れり、　△鶫　△雉　△白雉　△鴛鴦　△鵯　眞幸の山林、甚深遠なる故、鵯等多く産す、鵯夜は水田に出る故に、鶴雁等の如き、夜は他方へ遁れ去るといふ、

走獸類　熊　△狼　△鹿　△野猪　△猿

鱗介類　鯉　△鯽　△鯰　△鱒　△鼈　△班魚　方言なり、溪鰡に似たり、狗留孫川に産す、

三國名勝圖會卷之五十三　終

三國名勝圖會卷之五十四目錄

日向國諸縣郡

小林

山水

霧島矛峯　虛國嶽　雛守嶽
北境群山　岩瀨川（去川上流二派の一）　大手川
霧島北面山中諸池（琵琶池　新燃池　小波多池　泉水兩池）
山水合記（堰山池　陰陽石）

神社

雛守權現社　霧島中央權現宮（本地大日堂　熊野權現社　峯水天社　霧邊王子社　瀨戸尾寺　霧島四方門中央社寺の說）
神社合記（八王子權現社　山神祠　宇賀神社　稻富權現社　天滿宮　今宮八幡社　濱妙見社）

佛寺

觀音寺　昌壽寺（伊東氏戰亡板）　寶光院（諸什寶護摩堂拜鷹神社）

（景行天皇行宮址　日吉山王社　梶原宅地跡　法華供養塔　十日市　五日市）

佛寺合記

舊跡

宇賀城（荒神並水天社　要害の池　花立口　窪谷口　熊野社　須木營並稻荷神社）

古城合記（吉富城　內木場城　龍峯壘　岩瀨壘）　粥持田（兜石）

星合杉　伊東冢　松齡公行舘跡

物產

飲食類　蔬菜類　藥品類

花卉類　樹木類　飛禽類

走獸類　鱗介類

須木

山水

山岳合記（大牟禮嶽　掃部嶽）　南川　北川

須木瀑布

神社

大年一宮神社　二宮神廟

佛寺

世尊寺觀音堂　一麟寺

舊蹟

松尾城（須師原奈崎二城）　城址合記（尾殿城　須山城）

物產

藥品類　蔬菜類　鱗介類

飛禽類　走獸類

野尻

山水

岩瀬川
神社
大王權現社　高妻八社神祠
佛寺
本光寺 岩窟　眞光寺　佛寺合記 法正寺 福万寺
舊蹟
新城 本城 火立城　城蹟合記 戸崎の城 薩摩ヶ城 戸ヶ崎城 金重ヶ城 榛野城 今城
物産
藥品類　走獸類　鱗介類
叢談
吊躍

三國名勝圖會卷之五十四

日向國

諸縣郡

小林 本府より寅の方に直り、二十一里半餘にあり、地頭館眞方村にあり、當郷昔は三山といふ、當郷の傳へに、三山とは、當郷の地に、霧島矛峯、虛國嶽、雛守嶽の三山あり、故に名つくといへり、又當郷寶光院由來記の內、寶光院は、古へ拔群の巨刹にて、支院六十六坊あり、唐土天台山の三台三峯に象とり、山號を三峯山、又三山とも呼ふ、郷名の三山も、是より出づと見えたり、天正中、小林と改めらる、小林は、往古當郷の城名なりとぞ、

山水

霧島矛峯 地頭館より午方、七里、　細野村にあり、絕頂都城、高原、小林の三箇郷に分界す、此嶽は所謂高千穗二上峯の東峯なり、又俗に霧島禪定嶽ともいふ、詳かなるは、曾於郡邑と高原の卷を併せ見て知るべし、

虛國嶽 地頭館より申酉の方、三里二町、　西方村にあり、絕頂は、飯野踊曾於郡

小林の四箇郷に分界す、詳なるは、踊郷に見ゆ、

雛守嶽（地頭館より申方、一里十七町、）細野村にあり、霧島連山の内、最北にありて、邑治の方に近し、一峯特起して、形勢佳勝なり、世人稱して眞幸の名嶽とす、古來夷守の文字を用しに、何れの時より雛守の字に改めしにや詳ならず、按するに、日本紀 景行天皇紀に、十二年熊襲叛す、 天皇日向國に來て征討し、行宮を建て居玉ひ、遂に熊襲を平く、十八年、巡狩して夷守に到り玉ひしこと見にたり、日本紀曰、十二年秋七月、熊襲反不朝貢、八月、幸筑紫、云々、十一月、到日向國、起行宮、以居之、是謂高屋宮云々、（倭名鈔に、大隅國肝屬郡鷹屋あり、今肝屬郡、内之浦郷、高屋に其宮跡あり、即彼地なり、）十三年夏五月、悉平襲國、因以居高屋宮已六年也云々、十八年春三月、天皇將向京、以巡狩筑紫國、始到夷守、是時於石瀬河邊、人衆聚集、於是 天皇遥望之、詔左右曰、其集者何人也、若賊乎、乃遣兄夷守弟夷守二人、令觀、乃弟夷守還來而諮之曰、諸縣君（倭名鈔曰、日向國諸縣郡、牟良加多、）泉媛、依獻大御食、而其族會之、夏四月、到熊縣、（日本紀通證曰、肥後球麿郡、）云々、自海路泊於葦北小島、（通證曰、肥後葦北郡、）云々、五月、從葦北發船到火國、（風土記曰、八代郡火邑、倭名鈔曰、八代郡肥伊、肥火也、）日本紀にいへる夷守は即當郷の雛守にして、石瀬河とは、即當郷の岩瀬川、諸縣君とは、即諸縣郡の君長なり、地名及び事實、皆當郷に符合せり、通證夷守の解に曰、延喜主計式、筑前國驛馬、夷守十五疋、萬葉集之家持等相送驛使、共到夷守驛家と、石瀬の解に曰、延喜式次上文云、石瀬五疋屬遠賀郡と、此夷守石瀬を筑前國内の地名とするは、誤りなり、日本紀の文を考るに、 景行天皇大隅國、肝屬郡、内之浦郷、高屋宮にあること六年にして、熊襲を平定し、其歸路、筑紫の諸國を巡狩し、日向國諸縣郡夷守に到り、又肥後國球麻に到り、船に乗て同國葦北に到り又火國

火・國は、即ち今の肥後、肥前、に到る、其經歷の路次明白なり、夷守、石瀨、若筑前の地名とせば、是　景行天皇大隅國より當鄉を經す、俄に筑前に到り、又遠く還て球磨、及び葦北等に至るなり、通證の撰者、其地理の遠近を知らずして、筑前とす、其誤り判然たり、　景行天皇の舊跡、夷守に限らず、當鄉の内頻る多し、實光院及ひ拜鷹神社等是也、下文に見ゆ、是を見て、其經歷の實を知るべし、山下に雛守權現社あり、和名鈔、日向國、諸縣郡に、夷守あり、卽此邊の地名なり、

北境群山　當鄉北境の群山は、深廣幽邃にして、最高なるを大平峰といふ、大野山、瀨石山、是に亞く、此群山、土人の獵所なり、

岩瀨川　水源は、當鄉東方村、木浦木山の内、及び須木鄉と、肥後國球磨郡との境、方箇水より出て、當鄉群山の中を過くること五里許にして、村落の内に入り、流ること數里、大手川、栗巢野川、注き入る、既にして、當鄉と、野尻邑との界を歷ること二里許にして、當鄉、野尻、高原、三鄉の境に至て、堤川合流す、是を鳶之合流といふ、下は高原、野尻、二鄉の境に入る、水源より是に至て、凡そ拾里半、高岡邑等去川二上流の一なり、當鄉の内にて、濶さ二十二三間、深さ三尺許ありて、水勢稍大なり、此川は、卽ち日本紀、　景行帝紀に記せる、石瀨川なり、石瀨川の名、　景行帝紀に見にたれば、其古名なるを知るべし、河流の内、諸魚多く產す、去川は、高岡及び倉岡邑等に詳なり、

○去川上流二派の一、前文に見ゆ、

大手川　水源は西方村、虛國嶽より出て、鄉治の後をすぎ、城地の要害となれり、當鄉の内、眞方、東方、水流迫、三村の境河畸にて、岩瀨川に合流す、

霧島北面山中諸池　琵琶池　霧島山中虛國嶽の東麓にあり、

東西長くして五町許、南北短くして三町許、其形琵琶に似たり、因て名く、西は其頭にて、北は其腹なり、四面は茅野なり、

△新燃池　琵琶池の西南廿八町許にあり、周廻十二町許、霧島山火發せし時より池となる、△泉水兩池、或云、新燃池より卯方十六町許にあり、兩池南北にありて一町許相隔たる、兩池の間、横幅五六間の小水接連す、一池は周廻八町許、一池は周廻四町三十間許、邑吏曰、池形分明ならず、雜木生茂せりと、△小波多池　泉水兩池より卯方三町許にあり、形圓にして周廻十八町許、深さ六丈許、四時共に水の增減なし、凡そ夏天亢旱の時、當鄉の人民雨を禱るに、先つ宇賀城（下條に出つ）の南麓要害池に於てす、要害池にて其効なければ、此池に來て雨を乞ふ、神驗必すありといふ、前文泉水池、小波多池等は、雛守嶽の後に當りて、深山の内にあり、四面は凡そ林野なり、

琵琶池以下の諸池、悉く細野村に屬す、皆霧島山中四十八池の内なり、

山水合記　堰（ヲテ）山池　西方村、上園にあり、地形拗めるゆゑ、水を瀦て池となし、下流は水田に灌流す、南岡に瀑泉ありて、池に入る、池の東西十町、南北六町許り、池岸の西、沙嶺ありて、池中の東に突出すること半町許り、沙嶺中に辨才天祠を建つ、樹木蒼然たり、又池中に沙嶼ありて、景色頗る佳なり、池水に多く鮒を產す、其味甚だ美なり、土人筏を浮べて常に漁す、

△陰陽石　東方村にあり、陰陽兩石相並び、岩瀨川に臨む、陽石は南にあり、陰石は北にあり、兩石相距ること三丈九尺、陽石は下に臺石あり、總高さ五丈、陰石は高さ二丈六尺、甚だ奇石なりといへり、

神社

雛守權現社（ヒナモリゴンゲン）

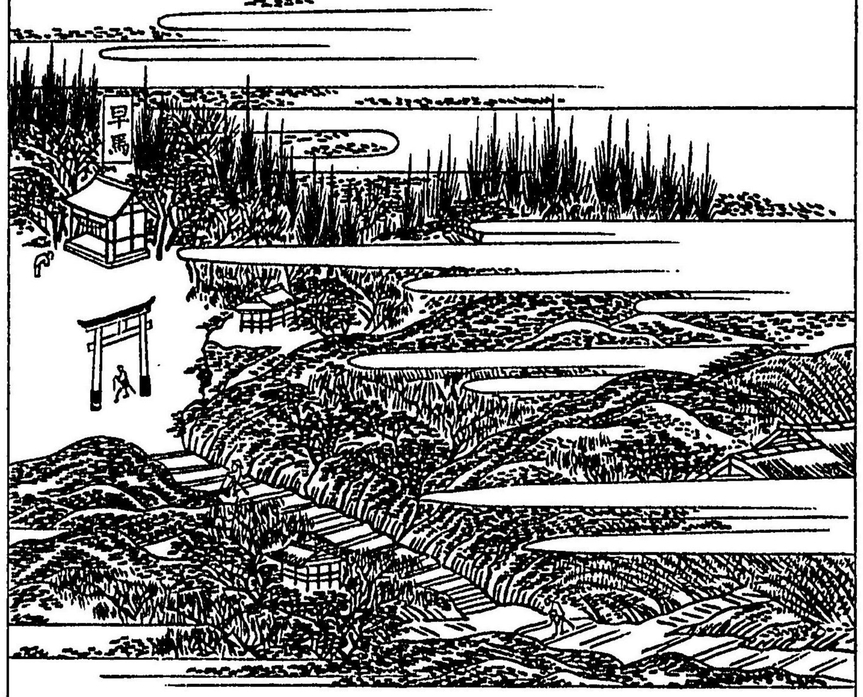

雛守六所權現社（地頭館より未方、一里餘、）眞方村にあり、雛守嶽の麓なり、祭神六座、瓊々杵尊、木花開耶姫、彦火々出見尊、豐玉姫、鸕鷀草葺不合尊、玉依姫、是なり、（神体各木像、）霧島權現六社の一とす、（六社は、曾於卷、霧島神社總數諸說の段に詳なり、）按するに、當社の由緒は、　村上天皇の御宇、性空上人霧島山に來て靈跡を探り、六座の神を雛守嶽に勸請す、因て雛守權現と號す、古來雛守嶽の八分にありて、數百の星霜を經たりしに、享保元年、霧島山燃にし時、此處に遷宮す、（舊社地は、當社より申方に當り、宮の宇都といふ、）　松齡公、當社を御崇敬ありて、屢參詣し玉へり、社内に天正六年、　松齡公、神殿造營、貞享二年、　寛陽公新建の棟札を藏む、祭祀九月十九日、十一月十五日、閏鄕の總鎭守にて、毎に詣人多し、往古は今の細野村寶光院、當社の別當にて、天正六年の梁文にも、其事見にたり、其後然らす、寶光院に詳なり、社司黑木氏、

○鐘一口　寺内にあり、天文十七年戊申二月、眞幸院雛守權現鐘興行云々、大檀那伴氏朝臣兼守、代官伴兼亮、（並）伴兼賢武遇長久云々の銘を刻す、

○寄進品　御短册　文化十四年、　大慈公新詠の和歌短册等を御寄進なり、　△普門品一帖　文政四年、　今公御寄進なり、

霧島山中央六所權現宮、（地頭館より午未方、二里許、）　細野村雛守嶽の東面五分にあり、山下より廿五六町登て至る、又瀨多尾六所權現と號す、祭神六座、瓊々杵尊、彦火火出見尊、葺不合尊、木花開耶姫、豐玉姫、玉依姫、（各木座像、長一尺五寸、性空上人作、）是なり、（一說、祭神五座、第一天照大神宮、第二天忍穗耳尊、第三瓊々杵尊、第四彦火々出見尊、第五鸕鷀草葺不合尊とす、）霧島權現六社の一なり、社記を按ずるに、昔し性空上人、霧島山中に來り、草廬を結んて行道し、乙若の二神童（乙若二神童の事は、元亨釋書、本朝高僧傳等、性空傳に見ゆ、其傳曾於郡の

霧島中央權現宮

卷、華林寺の條に出す、と共に、霧島山の五方に、霧島神社並に梵刹を建て、當社を以て、霧島山中央權現といふ、其梵刹は、卽今の別當寺なり、上古當社は、霧島山絶頂矛峰と、火常峰との中間の地、東西三町、南北二町許は、地形凹にして、平處あり、此を脊門丘と呼ぶ、又此處を天河原とも稱ず、太古瓊々杵尊天降りありし所なりといへり、其地形の詳は、曾於郡邑の卷、二上峯詳說の段に記するか如し、因て又當社を瀨多尾權現と號せるなり、瀨多尾と、背門丘とは、同音なり、或は迫門尾に作る、或は瀨戶尾に作る、其中央權現とは、霧島山五方の神社寺院の內、四方門といひ、當社は絶頂中央にありし故、四方門に對して名を得たり、當時別當寺も其所にありて、瀨多尾寺と號し、又奧院とも唱へしとなり、奧院と唱ふも、亦四方門神社の別當寺に對しいへるとぞ、天永三年壬辰二月三日、霧島山上に火發し、火峯、常神社寺院燒亡す、此時は卽其地に舊の如く神社寺院を重建あり、文曆元年甲午十二月廿八日、火常峰に火大に發して、神社等又燒亡し、砂石降埋む、先是矛峰の邊、水泉湧出せしに、是に至て水泉甚乏しく、山上の居住を得ず、故に半里許山下に隔れる、矛峯と虛國嶽との間なる、瀨多尾越に當社を移す、瀨多尾越は、曾於郡より、高原なり、に往來する、山越の通路なり、山上背門丘に鎭座の時は、瀨多尾越へ支院卅六坊あり、因て其地に遷宮なりしとぞ、其後山上背門丘社跡は、舊瀨多尾と名く、舊瀨多尾とは、瀨多尾越の新地に對してなり、當社は瀨多尾越にあること久して、多くの星霜を歷たり、享保元年甲申九月、復霧島山上金剛胎藏兩池の邊より、此兩池は、火常峯火坑の處にありしならんといふ、火坑は曾於郡一の卷、二上峯詳說にて詳なり、火大に發し、寺社悉く燒亡し、此處砂石の爲に六尺許埋沒す、時に神體は、細野村今坊王子權現側へ假殿を建て安置

す、既にして小林邑治岡原といふ所に假殿を建て、鎭座あり、其後山上火斂まりしかば、衆人議し、當社は、古來深山に鎭座ありし故、其地に遷宮當然なるべしとて、瀨多尾越に登り、舊跡を視るに、地方二里許、土石燒焦れ、一草木もなく、遷宮すべきの形勢ならず、今の地を相するに、泉水も出て、吉地なるを以て、地を削り、社を建て、享保十四年己酉八月廿七日、岡原より遷宮なり、其後當社又火災に逢ひしかば、造營して舊に復す、今の地、遷宮の時、深夜社殿へ神樂の音甚高く響き、社僧以下衆人に至り、聞ざる者なかりしとぞ、今にも時々夜中神樂の音あること往々ありとかや、續日本紀曰、承和四年八月壬子、日向國、諸縣郡、霧島岑神預二官社一、是當社ならん歟、承和の時、當社は霧島山の絕頂にあるを以て、岑の字を用ひしなるべし、舊說に、此霧島岑神とは、高原東御在所兩所權現なりとす、然れども、彼社は、山上に非ず、是を以て見れば、當らざるが如し、故に續後紀又曰、承和十年九月甲辰、日向國無位高智保皇神奉二授從五位一下、又三代實錄曰、天安二年十月廿二日、授二日向國從五位上高智保神一從四位上、是亦當社ならん歟、蓋當社當時は霧島岑神社といひ、霧島岑は即ち高千穗峯なれば、承和の中ごろに至り、改て高千穗神社といひしなるべし、又曾於郡西御在所霧島權現社も、上古背門丘にありしを、今の地に遷祀の傳へあり、因て或は續後紀、三代實錄の高智保神を以て彼社に充つ、今兩書の文を各社に記して、識者の明裁あらんことを欲す、霧島山五方神社梵刹の名、當社別當瀨戶尾寺の舊記に見にて、下に出す、五方の神社を、性空所建といふは、多く再建にして、其梵刹は多く創建なり、性空は元亨釋書、本

朝高僧傳を併せ考ふるに、霧島に來るは、天慶頃より、康保頃迄の間に在るへし、爾に所謂續後紀等の文、果して當社の事なるに於ては、天慶は、彼承和に後るゝこと百餘年なれば、當社の如きも、性空以前より在りて、性空再建せるなり、松齡公飯野御在城の時、特に當社を敬仰し、度々參詣し玉ふ、昔時は霧島中央權現の名高くして、參詣の徒、四方より雲集せしに、雛守嶽へ遷宮の後、漸々少くなりしとぞ、祭祀九月廿九日、十一月廿八日、昔時は　邦君等寄附の寶品若干傳はりしに、享保の山火に厄せられて、悉皆烏有となる、

○本地大日堂　當社の庭にあり、性空上人、大日如來を中央權現宮の本地として、山上背門丘へ安置せりとぞ、每年六月廿三日には、高原小林二邑の土民、此堂前にて土俗の捧舞(おまひ)をなす、

○峯水天社　當社の庭にあり、往古性空上人、山上背門丘の天之井に勸請せりとぞ、因て峯水天と唱ふ、（背門丘の地を、天に天之井のある故、もいふ、）

○熊野權現社　當社の庭にあり、往古山上背門丘にありて、性空創建といへり、

○霧島王子社所在並に開基、前に同し、

○瀨戶尾寺　前文に見ゆ、當社の下一町許にあり、天台派修驗宗にして、當社の別當寺なり、開基性空上人にして、天台宗相續きしが、伊東氏小林所領の時は、瀨多尾の下に今坊と號し、修驗徒住し、其所管となり、　松齡公飯野御在城の時、天台派修驗吉松內小野寺の住持、愛甲相模坊といへる者、　公の命を蒙り、伊東氏との役に、祈禱を修して驗あり、　公其功を賞し、當社の座主瀨戶尾寺の住職に任ぜらる、（時に神領二百石を附與し給

ふ、是より其子孫世々當寺の別當を兼ぬ、舊は當社と共に霧島山上背門丘にあり、故に名を得たり、舊記或は瀨多尾寺に作る、背門丘瀨多尾其義は同し、山上火發りし時、燒亡し、爾來權現社の遷宮に隨ひ、今の地に新建す、山下に今坊といへる寺地三段許あり、修驗四戸住せしが、三家は絶て今は一戸のみ殘る、內小野寺に隷す、十一月廿八日の祭祀は、今坊の修驗のみにて是を行へり、今坊、一に里坊と號す、

○霧邊山四方門中央社寺の說　此說瀨戶尾寺舊記に見ゆ、曰、東門、高原東御在所權現、別當東光坊、南門、都城荒嶽權現、別當明觀寺、西門、曾於郡西御在所權現、別當華林寺、北門、小林雛守六所權現、別當寶光院、中央、霧島中央瀨多尾六所權現、別當瀨多尾寺、

神社合記　八王子權現社　眞方村一林丘にあり、石磴二十間餘を陟りて至るべし、社氏、家記に、祭神三女五男と す、又社司齋藤常陸、源義經の像を鎌倉より諸下し、眞方村に祀りて、八王子と號すと、此說神社を建て、安置す、義經の義字を象れるなり、又邑東の字を呈すと、是考に、先祖齋藤氏は家を絶しゆゑ、暫く是を記しては、神体木座像四軀を安置す、齋藤氏は家を絶しゆゑ、暫く是を記しては、神体木座像四軀を備ふ、齋藤氏は家を絶しとぞ、　松齡公、飯野御在城の時、屢御參詣あり、祭祀九月九日、十一月中丑日、眞方村、北方村、東方村の鎭守なり、祭日には、詣拜の侶群をなす、社司永井氏、

△山神社　東方村、求麻境、木浦木の山中にあり、祭神二座、大山祇命、猿田彦命、是なり、祭祀、十一月中申日、土人の說に、當社は本藩三州山神の宗廟なりといふ、勸請年月詳ならず、松齡公、當社の靈驗著きを以て、慶長十二年閏四月廿四日、許願ありて、願文四條を奉納し給ひしことありと見にたり、此御願文は、今に八王子の廟吏是を藏とぞ、當鄕士八重尾氏、世世祭祀を掌る、

△宇賀大明神社　西方村にあり、神体木像、凡十一軀、霧島中央權現の末社なり、太古粳稻の種子を創めて蒔植せし所なり、故

當社を建立すといへり、祭祀、十一月初申日、△稻富權現社
　西方村にあり、是又霧島中央權現の末社なり、太古創めて
粳稻の種子を蒔植にし時、其守護の爲に崇め祭るといふ、社
側に穀種五合蒔許の水田あり、其水田に稻熟せる時、每年新
米一升つゝ、狗留孫神社へ獻ず、古來其田糞壅を用ひ、且婦女
の植ゆるを禁ず、祭祀十一月初酉日、△天滿宮　眞方村に
あり、松齡公の御時、小林城北に當り建立せられ、北野天神
と號し、崇仰し玉ふといふ、當社は、種々の祈願を聽とて、參詣
人多し、報賽には、梅木を社庭に植ゆ、△今宮八幡社　堤分
村にあり、大檀那伴兼延云々、文龜二年、社殿造立の梁文を藏
む、天正十三年、松齡公、御新建の棟札もあり、△濱妙見社
東方村、濱瀨にあり、文安六年の梁文あり、大檀那源久義と記
す、祭祀十一月十五日、

佛寺

中島山普門院觀音寺（地頭館より寅の方、二町、）　眞方村にあり、本府大乘院の末にて、眞言宗なり、本尊不動明王、開山惠譽法印、開基年月詳ならず、當鄉の祈願所なり、

福城山昌壽寺（地頭館より亥方、六町、）　眞方村にあり、飯野長善寺の末にして、曹洞宗なり、本尊聖觀音、開山環室和尙、開基由來傳はらず、當鄉の菩提所なり、寺內伊東氏將士戰亡板一枚を藏む、木崎原の役に、彼家將士戰死の人數を記せるなり、其板に、撞頭にて、伊東又次郎、伊東新次郎、伊東加賀守、伊東源四郎、伊東右衛門尉、伊東權助、伊東宗右衛門の七人を書し、又次郎の下に、落合源左衛門、深利源兵衛等、十六人を書し、新次郎の下に、中村兵衛、湯池民部少輔等、十六人を書し、加賀守が下に、落合兵衛、佐土原八郎兵衛等、十六人を書し、源四郎が下に、別府甚四

郎、小早川彌左衛門等、十六人を書し、右衛門尉が下に、福永刑部、宮路阿波守等、十六人を書し、權助か下に、壹岐太郎、飯田肥前守等、十六人を書し、宗右衛門か下に、野尻右馬介、大塚八郎等、二十三人を書す、又此戰亡帳あり、其末に、伊東の一族、日州飯野木崎原及一戰候砌者、元龜三年壬申五月四日、其時伊東軍致戰死人數如此と記す、木崎原合戰の比は、伊東氏、小林を領ぜる故に、當寺に其戰亡板を藏めて、法事を修せると云、今に七月四日、當寺に於て、僧徒伊東戰亡の施餓鬼を修す、七月十四日には、伊東氏戰死供養の爲に、當鄉の土民當寺に於て、金皷を奏し舞踏をなす、是日、又祈願所觀音寺、及び鄉治の下大手川原にても、此舞踏をなせり、是舊例たり、

○伊東氏戰亡板　前文に見ゆ、

鷹導山承和寺寶光院（地頭館より未方、二十三町餘、）　細野村、吉富域址の西南下にあり、高原神德院の末にして、天台宗なり、本尊藥師如來、夾侍釋迦、彌陀、由來記に曰、當寺の地は、景行天皇、熊襲征伐の爲に下向し玉ひける時の行在所ゟして、日向國高屋宮の舊蹟なり、是故に、今に至て當寺の大門を呼て宮門といひ、其由緒を以て、大門には今に死骸を通することを禁ず、客殿を南殿と號す、又寺庭に　天皇憩石あり、其石高さ六尺許、周圍九尺許、（此憩石の側に鈎栗樹ありて茂盛す、是當鄉土赤木通流が祖某、認記の爲に是を植ゑしといふ、）又寺後に拜鷹神社あり、　天皇の所建にて、（下條に詳なり、）是等皆天皇行宮舊蹟の明證なりと、（天皇舊蹟の辨は、下に記す、）當寺の開基は、慈覺大師なり、　仁明天皇承和十四年丁卯、慈覺大師唐土より歸帆の時、薩州坊津に至る、上京の路次に、此地に來り、霧島山にて錫杖を執て供養し、此地に係り、且其靈地たるに感じて、當寺を開基し、唐土より齎し

寶光院（ホウクワウイン）
三尊殿
方丈

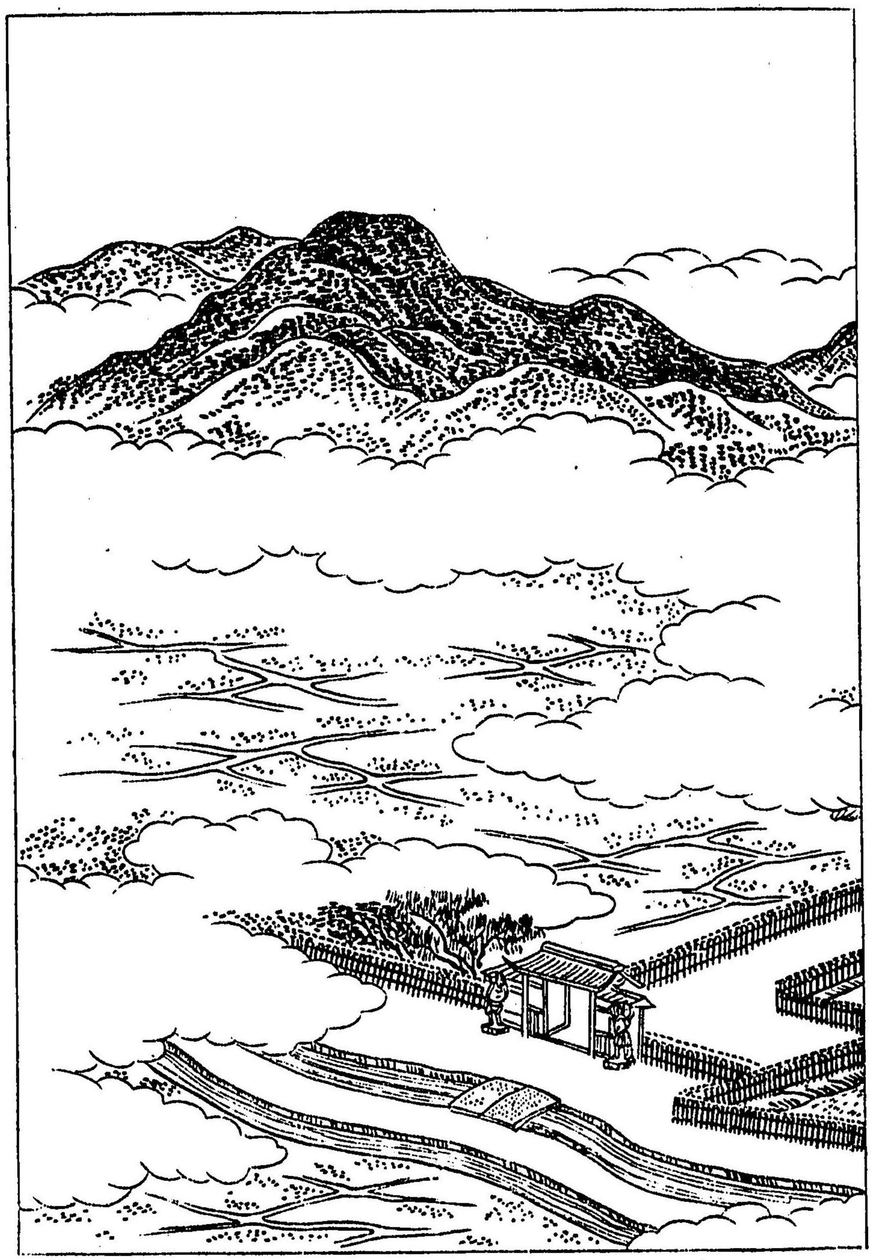

來れる、圓鏡一面を留て、寺院草創の印證とす、名けて承和寺といふ、既にして上京し、是を奏聞す、　天皇歡喜し、當州の官府に勅し、迦藍を造營し、殿閣全備す、本尊藥師如來、夾侍釋迦彌陀の三軀を安し、日吉山王を勸請して鎭守とし、京都比叡山延曆寺の末寺にて、　天皇の勅願所となる、其後村上天皇の御宇、性空上人雜守權現を勸請するや、當寺に於て精修練行し、權現社の別當寺となし、三峯山、寶光院、承和寺と號す、（一德記に、寶光院を錫杖院といひ、又龍護院ともいふとあり、又霧島山、三峯山、天台山、三峯山ともいふとも見ねたり、）此比當寺宏大にして、支院凡そ六十六ありしといふ、星霜を歷て、寺院衰微し、殆と廢絕に及ひしに、寶德の比、天台の僧顯慶上人といへる者、中興せりとぞ、永祿天正の比、伊東義祐、三山に屯し、干戈止ざりける時、雜守社の別當職を失ふといふ、天正の初、三山、我に屬せし時、當寺の住持宥信法師、及び僧徒、伊東氏治所都於郡に遁れて住居す、於是　松齡公台僧實盛法師を福山より召て、當寺の住職たらしむ、其後宥信法師を都於郡より再住せしめらる、寬文五年、本藩、天台一宗寺院本支を校せしに、高原神德院住持宥憲法師、誤を傳へて、彼寺の支院なりと啓す、是より神德院の管下となる、當寺、往古六十六の支院ありし比は、寺地甚廣く、今當寺の近邊總名を鷹着と呼ふ、其鷹着と呼へる地は、往古皆境内にて、當寺の西北二十町許に、大門といへる水田の地名あり、是往古の大門口なりしとぞ、其境内の廣かりしを知るべし、今は一寺地のみを有ちて、梵宇小し、當寺の名一ならす、承和寺、（由來記云、承和年間建立の故なり、凡年號を以て寺院の號とするは、皆是勅造にして、官造なりといふ、）高屋寺、（又云、皇行幸の故に、俗に是を呼ふと、）世始富寺、（又云、吉富山下にある故、俗に是を稱すと、）不動寺、（又云、中古廢し廢堂不唯護摩のみありと、）等といへり、當寺に鷹導の山號を用ひしは、何れ

の頃よりにや、其名義は、附錄拜鷹神社の題下に考ふべし、

○諸什寶　圓鏡一面　慈覺大師、唐土より齎し來れる品にて、今に當寺にありて、奇珍とす、背に整二衣冠一尊二瞻視一の六字あり、

△牛王刻板　當寺寶印牛王は、性空上人親寫親刻すといふ、

△辨才天印板顯慶上人讓傳　△法華經一部　土佐州佐川郡中村惟宗朝臣信義、天正二年十一月吉日、奉納、

△銚子並偏提　松齡公雛守社御參詣の時拜領、

○護摩堂　寺内にあり、本尊不動明王、古佛、此堂は、別に香火田一段餘を供す、

○拜鷹大明神社　當寺の東十町許にあり、吉富城址の山上に建つ、祭神天神七代尊、地神五代尊、寶光院由來記に曰、

景行天皇熊襲を征伐し、鷹屋の行宮に在て、軍兵を調練す、時に俊鷹あり、虛空より飛來て、翱翔徘徊し、吉富山下の丘陵に到て、軍中を瞻望顧視す、其形勢威猛にして、軍衆を擁護する狀の如く、時を移して去らず、既にして長鳴すること數聲、敵方に向て飛去る、諸軍禮拜して、天神上帝我軍を擁護するの佳兆奇瑞とす、其後果して熊襲を平定す、是に由て彼鷹を崇て拜鷹天神とし、此山を鷹導山、此里を鷹里とも號す、是より今に至て祭祀懈ることなしと、祭祀、九月廿日、十一月十一日、社司齊藤氏、往古は寶光院の領地宏大なりし故に、當社も其境内にして、鎭守なりしとぞ、（當社、今寶光院境内に非すといへども、其由緒、景行帝に係り、且往古其鎭守たるを以て此に載す、）

○景行天皇行宮址　上文に見にたり、日本紀等記せる高屋宮は、今の大隅國肝屬郡、内之浦高屋に行宮の蹟あり、卽是なり、然るに寶光院由來記には、其高屋とは、當寺の地とす、按ずるに、日本紀に、天皇十三年夏五月、悉平二襲國一、居二高屋宮一、已六年

也云々、十八年春三月、將向京巡狩筑紫國、始到夷守、此時於石瀨河邊、人衆聚集云々、（全文前條雛守嶽に出づ、參考すべし、）其向京巡狩云々、始到夷守の文句を以て考ふに、其高屋宮肝屬郡の地なれば、巡幸の路次、能く地理に當るといへども、小林とすれば、其文句通じがたし、然ども寶光院に、　景行天皇行宮の跡等、今に其傳あれば、其時此地にも暫らく留駐し玉ひしなるべし、今當寺傳記のまゝ、是を載て、異聞に傳ふ、又由來記に、此地方眞幸院の號は、　景行天皇巡幸ありし所なるゆゑ、其名を得たりとぞ、

○日吉山王社　當寺の後山面にあり、往古當寺に六十六支院ありし時、神體を比叡山より守下りて勸請す、當寺の鎭守なり、往古は寺内に許多の鎭守社祠ありしと、舊記に見にたれども、今存ずる者幾少なし、

○梶原宅地跡　由來記云、當寺の東三町許にあり、鎌倉大將軍賴朝公の時、當寺を中興ありて、督察秩父重忠、梶原某なり、梶原宅址存して、今水田となる、

○法華供養塔　寺内にあり、　松齡公、朝鮮の役に、當寺の住持宥信法師に命じ、祈禱をなさしむ、宥信法華經一千部を讀誦す、其供養塔今に殘れり、

○十日市　細野村にて、當寺より巳午の方五町許にあり、由來記に云、性空上人、寶光院に住せし時、霧島山當鄕雛守社等、及び六觀音を勸請し、又近邊に十日市を開く、其時は近國にも市廛少くして、京都より絕遠なる故に、遠ヶ市ともいひ、又寶光院より市廛を開きし故に、都方にては鷹導市とも、霧島市ともいひしとぞ、往古は仙家の徒、藤葛の類に錢を貫き、此市に來て諸事を成辨せりと、今に此市へ此時建立せるとい

くる、薬師堂あり、雛守神社の祭祀、十一月十五日には、十日市へ浮舗を張る、十二月廿五日は、祭に非ざれども、同村五日市へ亦浮舗を立つ、此兩日は、鹿兒島、重富、蒲生、帖佐、加治木、國分、都城、高岡等、諸郷より、商客多く來て、浮舗を設け、段匹細貨、及び魚鹽鳥獸肉等を賣る、故に諸人群聚して開然なり、是性空上人十日市の遺俗なりとかや、

○五日市　前文に見ゆ、

佛寺合記　愛宕山十輪院圓岳寺　眞方村にあり、本府南泉院の末にして、天台宗なり、本尊阿彌陀如來、往古愛宕山勝兼寺といへる眞言宗なりしに、南泉院建立の時、享保十七年、今の寺號に改て、天台宗とし、南泉院の末となり、其時の住持を宥盛法印（高原神德院再興、性空より百廿三世住持、）といふ、寺山に愛宕社あり、

△興福寺　眞方村窪谷にあり、飯野長善寺の末にして、曹洞宗なり、本尊聖觀音、開山榮鷹和尚、寺内に藥師堂あり、此堂の鰐口銘に、天正戊寅と記す、又境内に六地藏あり、銘に大永二年と記す、

△龍雲庵　堤分村、飯野曹洞宗長善寺の末なり、本尊藥師如來、往古は高雲庵といひて、川無といへる所にありしを、今の地に移せし時、龍像一軀（長一尺、）三玉一軀（長一尺五分、）圓鏡一方（一方一寸、）を地中より掘出せしゆゑ、今の寺號に改むといふ、

舊跡

宇賀城（地頭館より寅方、三町許、）　眞方村にあり、今邑治の城山なり、山上東方三町許、最高くして、本丸の跡あり、西方に、二丸、三丸、四丸等、列して、次第に低し、山下東北は、大手川標繞し、南は池沼あり、要害の池といふ、西は渠水通ず、山上杉松靄然たり、西を大手口、東北を搦手口とす、（搦手を水手ともいふ、）當郷の舊名を三山といへり、舊記等に、三山城と載せたるは、當城なり、又郷名の小林は、昔

し當鄉の城名といふ説あり、此城の名なりし歟、往古北原氏が居城にて、永祿五年、北原又八郎兼守、當城に卒す、伊東氏當城を取て此に據る、此前後の事は、飯野の卷に詳なり、六年二月、大中公、飯野に至り、兵を將る、伊東軍を三上に擊ち、戰勝て還る、九年、伊東義祐兵を三上に聚て、飯野を謀る、十月、大中公卽　貫明公を大將とし、松齡公、島津左衛門督歲久を副將とし、當城を攻む、外城、及び二之丸を拔く、敵退て本丸を保つ、時に須木の援軍、城外の稻荷山に陣し、矢箭を飛すこと雨の如し、松齡公、重創を蒙る、故に軍を收めて退き、伏兵五百人を歸路に置く、敵軍追尾す、我軍反擊し、伏兵夾み擊つ、敵兵敗走して城に入る、十年、伊東氏會議して謂く、今や島津氏の勢ひ日に强なり、若我地方へ薩軍を受る時は、我事危し、故に三山に大兵を會し、眞幸を進取すべしとて、當城へ大兵を置き、其藩屏とす、且飯野田原壘（田原壘、一名桶平壘、）より、彼地方へ連壘を設て、守兵を置く、其連壘は、當鄉當城、龍峯、岩瀨、野尻邑新城、戶崎、紙屋等是なり、燒火を設けて、緩急相救はしむ、元龜三年、三山より大擧して飯野を侵す、松齡公、大に是を木崎原に破る、天正四年八月、我軍高原城を攻む、守將伊東勘解由城下、於是當鄉當城、內木場、岩瀨、及び高崎、須木等、伊東方の七城（七城は、高原、松ヶ城に群なり、）恐怖し、城を棄て遁れ去る、　貫明公等、當城に勝吶喊を發す、諸將と盃酒獻酬の式あり、既にして凱旋す、時に當城を川上四郎兵衛忠兄に命して守らしめ、命して速に城壁を修せしむ、忠兄年十六歲、性穎敏にして、才略あり、輕卒を發し、民家の板戶を集て、城上の垣とし、不日にして成る、松齡公、其速成を感稱す、

○荒神（並水天社）　宇賀城內にあり、此兩社、共に祭祀十一月

廿八日、

○要害の池　前文に見ゆ、

○花立口　眞方村にあり、永祿九年、貫明公、宇賀城を攻られし時、公及ひ松齢公の營所なり、營跡岡阜なり、宇賀城より、三町許亥方に當る、其間大手川あり、

○窪谷口　眞方村にあり、永祿九年、貫明公、宇賀城を攻め玉ひし時、島津左衛門督歳久の營地なり、營跡岡阜なり、宇賀城より三町申方に當る、

○熊野權現社　窪谷にあり、貫明公の御建立なりといふ、祭祀十一月五日、長慶三年造立の梁文を藏む、

○須木營並稻荷大明神社　眞方村にあり、永祿九年、貫明公、宇賀城を攻られし時、須木の敵軍來救し陣址なり、宇賀城の東四十間許にありて、大手川を隔つ、此營址に稻荷神社あり、松齢公の創建なりといふ、故に稻荷山と呼ふ、祭祀十一月三日、

古城合記　吉富城　細野村にあり、一名龜箇城といふ、山城なり、東西三十町、南北六七町、東北の山下に衙堂川流る、西南は水田連れり、山上松杉及び雜木森然たり、城址濠塹の跡あり、卽ち寶光院の後山なり、往昔源平合戰の頃、寶光院繁昌にて、叡山延曆寺の明雲僧正下向あらんとす、因て寶光院此山を經營し、城を構ふ、其時の住持吉富氏の僧なりし故に、吉富城と號せりとぞ、其後北原氏眞幸院所領の時、彼徒城守せりといふ、

△内木場城　東方村にあり、永祿の年、伊東方の墨城なり、

△龍峯墨　西方村にあり、伊東氏飯野田原墨に據りし時、嚮導とせし所なり、田原墨より二里十町寅の方に當る、

△岩瀨墨　東方村にあり、此墨址、東は野尻邑に分界す、西は

岩瀬川に臨み、小林地方とは川を隔つ、岩牟禮城、又は枕ヶ浦、又は樺山陣ともいふ、伊東氏、飯野田原壘に據りし比、嘹堡とせし所なり、天正十五年、大和大納言秀長の前軍、岩瀬壘まで來り陣せしに、會岩瀬川洪水にて、川を渡て小林の地方に入ることあたはずといふ、

粥持田（地頭館より西戌の方、二里、）　西方村、飯野界橋谷原にあり、（粥持田、或は粥餅田、或は貝餅田等に作る、）往昔眞幸の通道なり、元龜三年五月四日、松齡公、伊東氏が諸將を木崎原に破る、敵兵悉く三山に走る、公敵を追て此地に至る、敵の裨將柚木崎丹後守、一隊五六十に殿して、徐に退く、其狀勇壯なり、公怯し反せと呼はり玉ひしに、丹後守騎を反し、弓を引て燕尾形鏃の箭を發せんとす、公大に怒り、又呼て曰、身は是島津兵庫頭なり、其威猛神の如し、丹後守弓を擲ち馬より下りて拜伏す、公鎗を揮ふて是を刺殺す、時に　公の所乘の馬、膝を折て　公に便ならしむ、其馬騂色なる故に、俗に膝突栗毛と號す、（牝馬なり、八十三歳にして死す、帖佐龜泉院に葬る、太史田中五右衛門國命、命を奉して、其碑銘を作る、）又進て敵士比田木玄齋を刺殺す、時に　公の後には、我裨將黑木播磨、衆を整へて進むといふ、是れより軍を収て飯野に還り玉へり、丹後守が兜を置し石なりとて、此地にあり、高さ四尺、圍二丈四五尺許、此地野水に臨て田野なり、木崎原を距ること凡二里、伊東氏の地平定せし後、　公丹後守が子孫の有無を問ふ、柚木崎次郎左衛門其孫なりと稱ず、祿二十四石餘を賜ひ、高岡に居らしむ、其後柚木崎丹後と云者、又其子孫なりと稱ず、狀を質すに、次郎左衛門妄言に決す、因て其祿を沒して丹後に賜ふ、其子孫今に穆佐にあり、平右衛門といふ、

○兜石　前文に出つ、

星合杉（地頭館より未申の方、六町）眞方村、一町畠にあり、伊東氏、木崎原の役に、衆兵を會し、點視（トウシテケラク）して、俗に所謂星合をなせし所なりといふ、往年大杉樹一株ありしに、伐除き、其跡に小杉を植繼り、往昔は原野にて、今は水田なり、

伊東家（地頭館より酉の方、六町半餘）眞方村にあり、地名を伊東家といふ、原野杉林の中に、古墓凡そ十許あり、伊東氏、木崎原の役に、戰亡せし諸將の墓なりといふ、其墓高さ三尺以上より、四尺餘に至る、或は折損し、或は姓名を記し、或は否らず、其姓名を記せる者、伊東加賀守、（偈を賀守に記す、左側に二つあり、一は五輪形なり、前面に禪定門、右側に子時慶安三庚寅歲、十一月朔日と記す、形建之、右側に伊東加賀守殿、後に五代勝左衛門友慶、加賀守を斬し故に、其首に子孫友嘉、前面の中央に、剛建立せし金禪定門、又其一は、笠石の上左右圭首にして、前面中央に、建立三年壬申、五月四日と記す、別に姓名を記さず、是五代友嘉元龜、後に、禪偈を記す、）伊東又二郎、（墓形笠石の上圭首にして、前面中央に、龍光龜金定門、右側に嚴元光龜金位と上記す、）

三年壬申五月四日と記す、）伊東新次郎、（墓形同上、前面中央に佛像を彫む、左に伊東新次郎殿、戒名即庵梅溪禪定門、右に孝子敬元龜三壬申年五月四日、）稻津又三郎、（墓形同上、前面中央に稻津法名を記し、左面中央に、又三郎、右に年月日を記すこと前に同じ、）上別府宮内少輔、（墓形同上、前面中央に藤原朝臣を上記し、別府宮内少輔殿、右に年月日を記すこと前文に同じ、）米良筑後守、（墓形同上、前面中央に米良筑後守、右に年月日を記すこと前文に同じ、）米良喜右介、（墓形竿石の上を圓形に、米良喜右介、左に年月日を記すこと前文に同じ、）米良式部少輔重直、（墓の上頭に折法る、前面中央に法名、名、右に米良式部少輔重直と記す、）野村四郎左衛門、（墓形同上、前面中央に年月を記す、此字墓碑折損らして、文字は損らしす、）加賀守墓の側にあり、（綿前面に大願主左側に万治巳亥二天、九月十三日と記す、）此外往昔は戰死の人許多の墓ありといひ傳れども、今は所殘僅に如此、今に伊東氏の藩人、此墓に參詣して、花香を薦る者時々ありといふ、

松齡公行館跡（地頭館より申方、二十六町、）細野村、吉富城山の南麓にあり、御轎を座せし所ありて、人の至ることを禁ず、

物産

飲食類　煙草　△茶　△葛粉　△羌活

蔬菜類　蕨　△薇　以上の二種、甚大なる者産す、　香蕈

△松蕈　△掃箒　△菰　△丁蕈

藥品類　柴胡　△白朮　△瓜蔞實　△紫根　△芍藥　△鬚

人參　△山査子　△薄荷　△香附子　△澤瀉

花卉類　吉祥草　△映山紅

樹木類　檸　△楡　△櫄　△榎　△椎　△鈎栗　△樅

△栂　△櫧　△榧　△白桐　△羅漢松　△赤木方言、　△折

傷木　△厚朴

飛禽類　鶉　△雉　△山鷄　△百舌　△鸂鶒　△雕

走獸類　羚羊　△熊　△野猪　△鹿　△狼　△猿　△獺

鱗介類　香魚　△鮒　△斑魚方言、　△鰷　△鯰　△鰻　△龜

△鼈　△イダ方言、

須木本府より東北の方、二十五里、地頭館須木村にあり、

山水

山岳合記　大牟禮嶽　△掃部嶽　當鄕は環邑皆山なり、

南川　水源は、肥後國球麻の山中より流れ來り、綾鄕に入る、

北川　水源是亦球麻の内より出て、當鄕凡十三里の間、西より東に向て流れ、綾鄕に注く、

須木瀑布地頭館より、丑寅方、三町餘、　須木村、南川の中流、松尾城の北傍に於て、瀑布二ヶ所あり、雌雄とす、瀑より寅卯の方、巖頭に觀音の石像を安す、里俗これを岩觀音と稱す、此所より望むに、巉巖左右に峭拔し、密樹前後に森葱たり、中に瀑布五條を掛く、高凡三十尋、雲を穿ち石に噴き、雨雹を傾け閃電を發して、玉龍

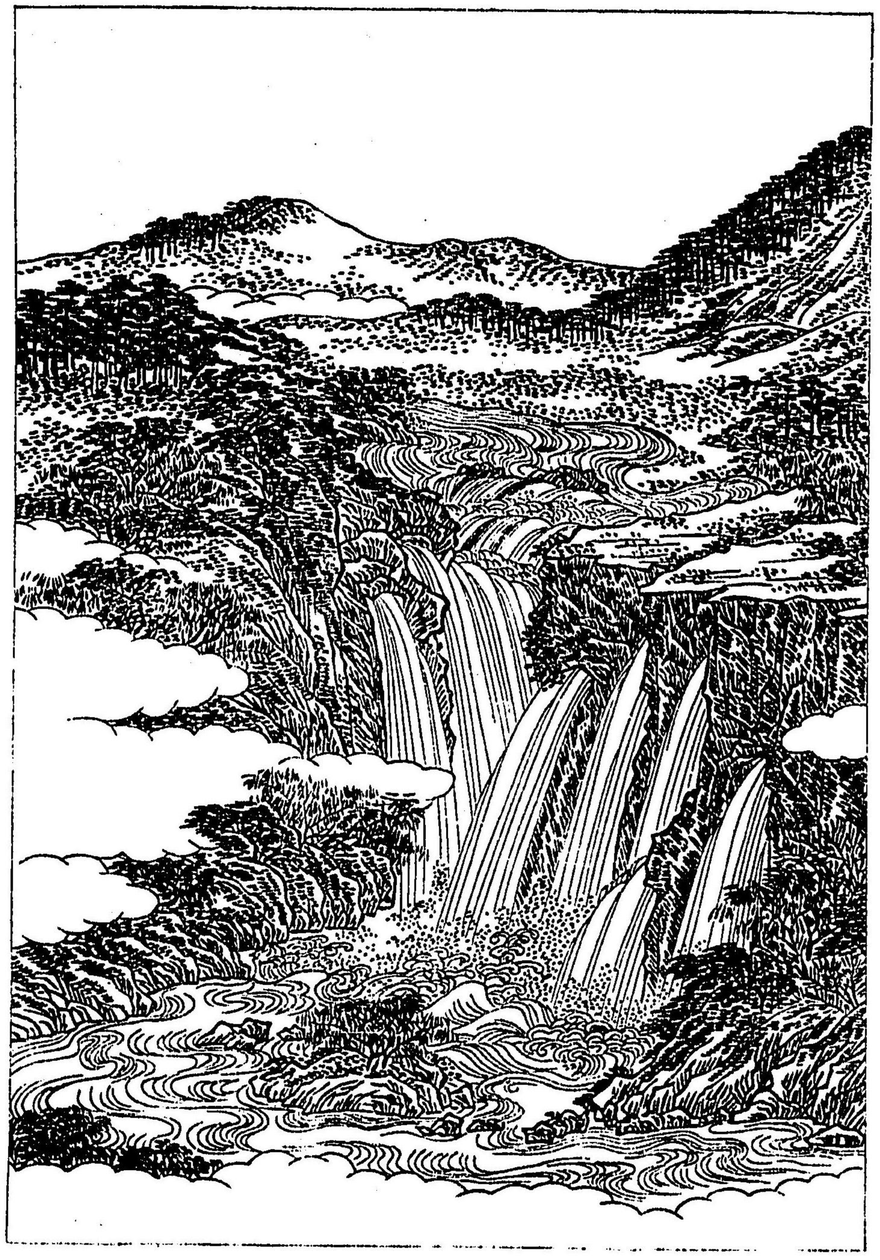

須木瀑布（スキノタキ）

の一時に翻轉するが如し、且瀑後の岡阜に、赤松林を成し、媚態趣を添ふ、雌瀑是なり、或人の説に従がひ、雌瀑と雄瀑とを距ること一町許の上流に在り、高凡四尋ばかり、其甚だ高からざるを以て、また一種の觀たり、

神社

大年一之宮大明神社（地頭館より戌方、十三町許、）　須木村にあり、祭神素盞嗚尊、正祭九月廿九日、勸請年紀傳はらず、本邑の總鎭守たり、

二之宮大明神廟（地頭館より戌方、十二町許、）　須木村にあり、祭神詳ならず、祭祀九月廿九日、社司同前、

荒武大明神祠　本社の右にあり、

佛寺

誕生山眞幸院世尊寺（地頭館より亥方、一町餘、）　須木村にあり、本府眞言宗

大乘院の末なり、本尊釋迦如來、木像、座、且不動明王を安す、綾郷川中嶽西光寺の彌陀佛と、同時に作れりといひ傳ふ、西光寺は、養老元年の開基にて、本尊阿彌陀如來は、同年行基菩薩作と見ゆ、綾郷に詳なり、

開山勢傳和尚、寛永二乙丑年七月廿七日、遷化、按に境内に觀音堂ありて、口碑に和銅元年の建立と云ひ、且當寺本尊極めて古作なれば、蓋し當寺亦古刹にして、勢傳は再興の僧ならん、

中興を勢思法印とす、寛文七年丁未八月廿五日、遷化、

○觀音堂　境内に在り、十一面觀音を安す、木佛像、和銅元年の建立と云ひ傳ふ、

龍鳳山自得院一麟寺　地頭館より西方、三町餘、

須木村にあり、飯野長善寺の末、曹洞宗なり、本尊地藏菩薩、木立像、長貳尺、京師三條通佛工、井上左京進作、

開山久翁和尚の靈碑、及び石塔あり、

開山といへとも、年號を記さず、天和の頃、雲鈿と云ひし僧住持す、別に寺傳なし、故に開基の時世知るべからず、

舊蹟

松尾城　地頭館の後山なり、

須木村にあり、一名鶴丸城、周圍壹里程の山城にして、北側に巨川を帶ぶ、前に南川所謂、亦一山中區畫二ヶ所あり、肥田木城、荒神城に荒神祠わりて名とせる歟故、と號す、當城は昔し肥田木氏是に居し、元龜の頃に於ては、米良筑後守是に據れり、米良は、菊池氏の族なり、世々日州米良を領す、當鄕と接境の地なり、筑後守、伊東氏に屬し、元龜三年、加久藤に戰死、按に天正四年八月、貫明公軍を發し、松齡公先鋒として、伊東義祐の族伊東勘解由が守れる、高原城を拔き給ひし時、伊東の諸軍恐怖し、城を棄て遁去るを七城、當城も其七城の一と見ゆ、亦此時、當鄕須木村須師原、奈佐木村奈崎の二城ありて、亦七城の二なりといふ、七城は高原松ヶ城に委し、

○須師原奈崎二城　前文に見ゆ、

城址合記　尾殿城　△須山城　以上の二城地、皆須木村の内野岡なり、

物産

藥品類　和人參　△柴胡　△白朮　△茯苓　△紫根

蔬菜類　革蕈　△丁蕈　△椎蕈

鱗介類　斑魚　△いだ魚　南北兩川に産す、

飛禽類　白雉　△山雞

走獸類　熊　△狼　△野猪　△鹿　△狢　△兎　當邑は、大山崇嶺の間に民居あり、落端より茂林陰翳し、白日といへども、仰て青霄を瞻るもの稀なり、信に僻地の山邑といふべし、故に獸類繁殖、土人專ら獵を事とし、淳朴葛天の民に似たり、

野尻　本府の東北二十五里餘にあり、當邑は卽ち野尻郷に、高原郷の江平村、笛水村を併せて地頭を置く、地頭館にあり、

山水

岩瀨川　上流は小林より來り、小林と當邑高原との境を流れ、當邑麓村と、笛水村の間を通り、庄內川に合ひ、高城と當邑の境を過ぎ、高岡の去川となる、

神社

大王權現社　地頭館より丑寅方、四町餘、麓村に在り、祭神猿田彦命一座、例祭十一月中酉日、勸請年月詳かならず、寬文四年、再興の棟札を納む、野尻の總廟とす、社司川野某、

高妻八社大明神祠　地頭館より卯の方、凡二里拾八町、紙屋村にあり、祭神猿田彦命、正祭十一月初申日、勸請の時世を傳へず、天明六年、再興の棟札あり、是を紙屋村の鎭守とす、祠官圖師某、

佛寺

岩屋山本光寺　地頭館より巳午方、五町許、麓村にあり、本府眞言宗大乘院の末にして、本尊藥師如來、開山僧審かならず、當邑の祈願所